

# 林地開発許可申請の手引き

(令和3年度～)



令和3年4月

福島県農林水産部

# 目 次

1	林地開発許可制度の趣旨 -----	1
2	規制の対象 -----	1
3	許可の基準 -----	1
4	林地開発許可制度の体系図 -----	2
5	審査基準 -----	3
6	技術的細則 -----	14
7	許可申請の手続き -----	25
第1	申請事務手続きに関する規定 -----	25
第2	許可申請に当たっての留意事項 -----	30
第3	水害の防止に関する設計上の留意事項 -----	36
第4	申請書類記載例と申請の要点 -----	41
様式1	林地開発許可申請書 -----	41
様式2	計画説明書 -----	43
参考様式2-1	開発事業区域内土地明細表 -----	47
参考様式2-1-1	付属表Ⅰ -----	49
参考様式2-1-2	付属表Ⅱ -----	49
参考様式3	残置森林等保全管理計画概要書 -----	51
参考様式3-1	残置又は造成する森林（緑地）の 維持管理に関する協定書 -----	53
参考様式4	一時利用計画概要書 -----	55
参考様式5	資金計画書 -----	57
参考様式9	公共施設管理者の同意書 -----	59
参考様式11	公共施設管理予定者との協議書 -----	61
参考様式10	用排水施設管理者の同意書 -----	64
参考様式7	水利用実態整理表 -----	66
参考様式12	水利権者の同意書 -----	67
参考様式13	環境保全に関する協定書 -----	69
参考様式8	開発行為同意書 -----	71
	位置図 区域図 -----	73
	現況図 流域現況図 -----	75
	利用計画図 断面図 -----	79
	防災施設等の設計図（防災計画図） -----	82
	設計根拠資料 -----	84
	建築物等の概要図 -----	84
	実施工程表 -----	85
8	申請書様式 -----	88
9	標準処理期間 -----	107

## 1 林地開発許可制度の趣旨

私たちの暮らしを豊かにし、心に安らぎを与えてくれる森林。きれいな水や空気を育んだり、さまざまな災害を防いでくれたり、気づかないところでも森林は私たちの生活を守ってくれています。こうした森林の働きがあるからこそ、毎日安心して暮らすことができるのです。

こうした森林の働きが、無秩序な開発によって脅かされることのないよう、森林法第10条の2により一定のルールが定められています。

それが『林地開発許可制度』です。

## 2 規制の対象

### (1) 対象となる森林の区域

知事がたてた地域森林計画の対象となる民有林で、保安林や保安施設地区及び海岸保全区域に指定されていない森林です。開発を計画している森林が、国有林や保安林でなければ、ほとんどの場合該当します。

※ 地域森林計画の対象民有林については、最寄りの農林事務所森林林業部で確認してください。

### (2) 対象となる開開発行為

地域森林計画の対象民有林を、土石の採掘、林地以外への転用造成など、土地の形質を変える行為によって1ヘクタールを超えて開発する場合に知事の許可が必要となります。

なお、次のような開発行為も許可が必要な開発行為に該当しますので注意してください。

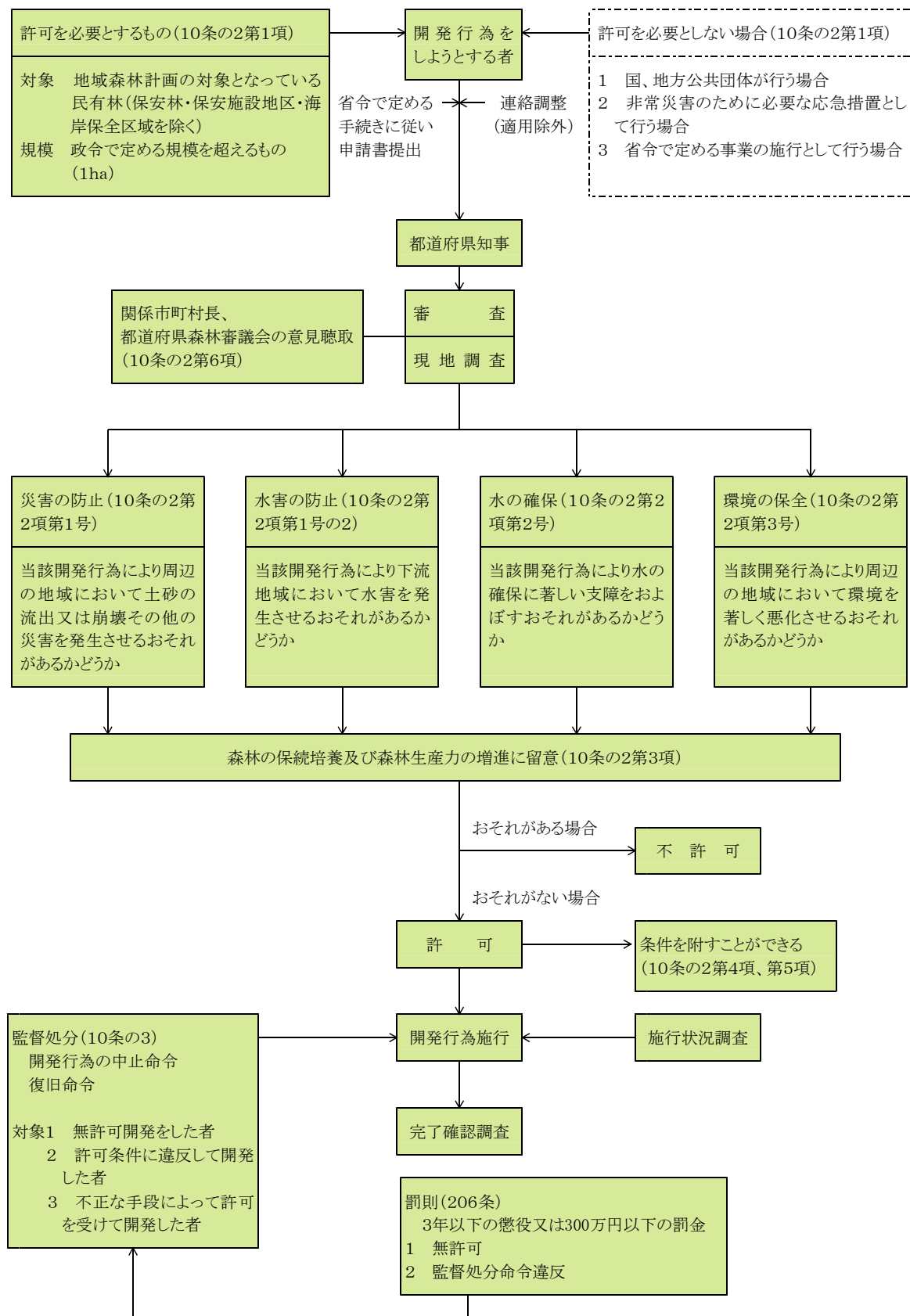
- ① 道路だけの造成にあつては、有効幅員が3メートルを超えるもので、土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超えるとき。
- ② 森林所有者などが共同で開発を行う場合で、それぞれの開発森林面積が1ヘクタール以下であっても、全体の開発森林面積が1ヘクタールを超えるとき。
- ③ 何年にもわたって開発を行う場合、各年の開発面積が1ヘクタール以下であっても、最終的な開発面積が1ヘクタールを超えるとき。

## 3 許可の基準

開発によって、森林のもつ重要な働きが損なわれないことが許可の基準です。具体的には、次の4つの基準を必ず満たし、適切に森林を残して周辺の環境が急変しないよう、十分に配慮した開発計画としなければなりません。

- (1) 周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させるおそれのないように！
- (2) 計画地の流域内に水害を発生させるおそれのないように！
- (3) 水の確保に支障をきたすおそれのないように！
- (4) 周辺の環境や景観を悪化させることのないように！

## 4 林地開発許可制度の体系図



## 5 審査基準

### 第1 一般的事項

#### 1 事業の確実性

次の事項全てに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であるかを確認します。

(1) 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

(2) 開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることが明らかであること(規則第4条第2号)。

これは、原則として申請書の受理の時点において開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全員の同意を申請者が得ていることを要します。

(3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

(4) 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

運用基準第6

2(1)ア

#### 2 必要最小限度の面積

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これをしんしゃくして決められたものであること。)が明らかであるかを確認します。

運用基準第6

2(1)イ

#### 3 全体計画との整合性

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部份についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであるかを確認します。

運用基準第6

2(1)ウ

#### 4 一時利用後の措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであるかを確認します。

運用基準第6

2(1)エ

なお、「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいいます。

#### 5 周辺の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであるかを確認します。

運用基準第6

2(1)オ

要件としては、例えば、開発行為により道路が分断される場合には代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当します。

#### 6 周辺住民の生活・産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされ

運用基準第6

2(1)カ

ていることが明らかであるかを確認します。

要件としては、例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等との「環境の保全に関する協定」を締結していること等が該当します。

## 7 残置森林等の維持管理

開発行為をしようとする森林の区域(開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。)内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであるかを確認します。

ここで、「善良に維持管理されることが明らかである」とは、残置し又は造成する森林又は緑地につき申請者が権原を有していることを原則とし、市町村等との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていること等をいいますが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として、将来にわたり保全に努めるものとし、保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めるものとしております。

運用基準第6  
2(1)キ

## 第2-1 災害の防止関係

「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。

法第10条の2  
第2項第1号

### 1 土工量等

開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

具体的には、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は、1ヘクタール当たりおおむね1,000立方メートル以下、ゴルフ場の造成に係る切土量・盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下としています。

なお、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ない場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減してください。

運用基準第6  
2(2)ア

### 2 切土、盛土、捨土の工法等

切土、盛土、又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

運用基準第6  
2(2)イ

<p><b>3 擁壁の設置等</b></p> <p>切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>運用基準第6 2(2)ウ</p>
<p><b>4 法面保護</b></p> <p>切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>運用基準第6 2(2)エ</p>
<p><b>5 土砂の流出の防止</b></p> <p>開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有する堰堤等の設置、森林の残置等を適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>運用基準第6 2(2)オ</p>
<p><b>6 排水施設の設置</b></p> <p>雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。</p>	<p>運用基準第6 2(2)カ</p>
<p><b>7 洪水調節池等の設置</b></p> <p>下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>運用基準第6 2(2)キ</p>
<p><b>8 飛砂、落石、雪崩等の防止</b></p> <p>飛砂、落石、雪崩等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくは雪崩防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。</p>	<p>運用基準第6 2(2)ク</p>
<p><b>9 技術的細則</b></p> <p>技術的細則は、P14を参照してください。</p>	<p>運用基準第6 2(2)ケ</p>

## 第2-2 水害の防止関係

「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。

具体的には、開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであるかを確認します。

ピーク流量が増加するか否かの判断

法第10条の2  
第2項第1号  
の2

運用基準第6  
2(3)

運用基準第6  
2(3)ア

「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1パーセント以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることのできない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして別に定める雨量強度におけるピーク流量を流下させることのできない地点」のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければなりません。

#### 技術的細則

技術的細則は、P14を参照してください。

※ 設計上の留意事項についてはP36を参照してください。

運用基準第6  
2(3)イ

### 第2-3 水源のかん養関係

「当該行為をする森林の現に有する水源かん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。

1 他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

なお、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

法第10条の2  
第2項第2号

運用基準第6  
2(4)ア

運用基準第6  
2(4)イ

### 第2-4 環境の保全関係

「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」に該当しないことと認められるかを審査します。

#### 1 残置森林等の配置

開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであるかを確認します。

これは、森林の有する公益的機能には、施設の配置によって代替補完されないものもある

法第10条の2  
第2項第3号

運用基準第6  
2(5)ア



ため、森林を開発転用する場合には長年かかって形成された土壌を含め現況森林をできるだけ保全し、それらの機能の確保を図るという趣旨です。

(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」

森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成される必要があります。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)内の森林面積に対する割合は、表1の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとします。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表1の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていることが必要です。

なお、表1に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、表1に準じて適切に配置されていることが必要です。

運用基準第6  
2(5)ア(ア)  
運用基準第6  
2(6)

表1

開発行為の目的		事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	別荘地	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1区画の面積はおおむね1,000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はその面積のおおむね30パーセント以下とする。
スキー場の造成	スキー場	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所あたりおおむね5ヘクタール以下とする。 また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	ゴルフ場 (9ホール以上)	森林率はおおむね50パーセント以上とする。 (残置森林率は、おおむね40パーセント以上)	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林はおおむね20メートル以上)を配置する。

開発行為の目的		事業区域内において 残置し又は造成する 森林又は緑地の割合	森林の配置等
宿泊施設 レジャー 施設 の 設置	ホテル、旅館、ペンション、保養所等 リゾートマンション、 コンドミニアム等 総合運動公園、遊園地、 動・植物園 サファリパーク、 サーキット場、 スポーツセンター、 墓地公園(混在しているもの) ゴルフ練習場(ゴルフ場 と一体のものを除く)	森林率はおおむね 50パーセント以上と する。 (残置森林率は、お おむね40パーセン ト以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</li> <li>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
工場・ 事業場 の 設置	製造工場、加工工場、 流通センター、 ショッピングセンター、 トラックターミナル等 学校教育施設 病院、福祉施設、研修所、 駐車場、自動車教習所、 資材置き場、墓地、 博物館、神社等 廃棄物処理施設、 養鶏・養豚場	森林率はおおむね 25パーセント以上と する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積は、おおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>
住宅団地 の 造成	住宅団地等	森林率はおおむね 20パーセント以上と する。 (緑地を含む)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</li> </ol>
土石等 の 採掘	砂利、土、岩石、 鉱物採取 残土処理施設、 造林用ブル地拵え等		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> <li>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</li> </ol>
太陽光 発電 施設 の 設置		森林率はおおむね 25パーセント以上と する。 (残置森林率は、お おむね15パーセン ト以上)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</li> <li>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li> </ol>

注1 「残置森林率」とは、残置森林(P12「参考用語の説明」4参照)のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいいます。

注2 「森林率」とは、残置森林及び造成森林(P12「参考用語の説明」5参照)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいいます。

注3 「ゲレンデ等」とは滑走コースの上、下部のスキーマーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいいます。

注4 開発目的が「工場、事業場の設置」及び「住宅団地の造成」、「太陽光発電施設の設置」で、事業区域の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール未満の場合には「極力周辺部に森林・緑地を配置する」とありますが、福島県では次の森林幅以上で計画することを認めています。

事業区域の開発行為に係る森林の面積	周辺部森林幅
15ヘクタール以上から20ヘクタール未満	おおむね25メートル以上
10ヘクタール以上から15ヘクタール未満	おおむね20メートル以上
5ヘクタール以上から10ヘクタール未満	おおむね15メートル以上
5ヘクタール未満	おおむね10メートル以上

ア 「残置し又は造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的な機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、法第10条の2第2項第3号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その2割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなりますが、工場又は事業場にあつては20パーセントを下回らないものでなければならぬという趣旨です。

運用基準第6  
2(5)ア(ア)a

イ 住宅団地造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして扱っています。

運用基準第6  
2(5)ア(ア)b

- (ア) 公園・緑地・広場
- (イ) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (ウ) 緑地帯、緑道
- (エ) 法面緑地
- (オ) その他上記に類するもの

ウ 「表1に準じて適切に措置されていること。」の運用として、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合にあつては、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不相当であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われなことを認めています。

運用基準第6  
2(5)ア(ア)c

エ 表1の基準の適用については、次により運用しています。

運用基準第6  
2(5)ア(ア)d(a)

(ア) 開発行為の目的等について

a 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指します。

b ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これを含め取り扱います。

c 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指します。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含めます。

d レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド

<p>等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指します。</p> <p>e 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指します。</p> <p>なお、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用します。</p>	
<p>(イ) 1事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用します。</p> <p>この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいのですが、施設の配置計画等から見てやむを得ないものと認められる場合には、施設の区域界に所定の林帯幅(おおむね30メートル)の残置森林等を配置してください。</p>	<p>運用基準第6 2(5)ア(ア)d(c)</p>
<p>(ウ) 工場・事業場及びレジャー施設の設置については、1箇所当たりの面積がそれぞれおおむね20ヘクタール以下、おおむね5ヘクタール以下とされていますが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ20ヘクタール、5ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとしています。</p>	<p>運用基準第6 2(5)ア(ア)d(c)</p>
<p>(エ) 工場、事業場及び住宅団地の「1箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指します。</p>	<p>運用基準第6 2(5)ア(ア)d(e)</p>
<p>(オ) 残置森林率は、若齢林を除いて算定しますが、これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるに至らないものを同等に取り扱うことが適切でないことによるものです。</p> <p>森林率は、残置森林(若齢林を含む。)及び造成森林を対象とするものです。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えありませんが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しない<sup>そう</sup>と見込まれるものは対象としません。</p> <p>ただし、住宅地の造成の場合には、これらの土地についても緑地として取り扱って差し支えありません。</p>	<p>運用基準第6 2(5)ア(ア)d(f)</p>
<p>(カ) 森林の配置については、残置森林によることを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するとともに、造成森林の配置は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用する等その運用は厳正に行っています。</p>	<p>運用基準第6 2(5)ア(ア)d(g)</p>
<p>(キ) 太陽光発電施設の設置においては、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画としてください。</p>	<p>運用基準第6 2(6)</p>
<p><b>オ 残置森林及び造成森林の保全・形成</b></p> <p>事業区域内の残置森林及び造成森林は、保安林制度等の適切な運用によりその保全・形成に努めることとされていますが、具体的には、地域森林計画の対象森林とすることを原則とし、市町村等との維持管理協定等の締結、除間伐等の保育、疎林地への植栽等適切な施業を行うとともに、必要に応じ保安林の指定を進めます。</p> <p>また、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものであり、事後において施設の増設等に係る転用許可等の申請があった場合は、残置森林の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って転用許可等を行います。</p> <p>なお、別荘地の造成における残置森林については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するなど対応してください。</p>	<p>運用基準第6 2(5)ア(ア)e</p>

## (2) 造成森林

必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表2を標準として均等に分布するよう植栽してください。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めてください。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果、保健休養機能の発揮等併せ期待する造成森林については、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ500本／ヘクタール～1000本／ヘクタールの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えありません。

(表2)

樹 高	植栽本数(1ヘクタール当たり)
1メートル以上	2, 000本
2メートル以上	1, 500本
3メートル以上	1, 000本

運用基準第6

2(5)ア(イ)

## 2 周辺の植生の保全

騒音、粉塵等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであるか確認します。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含みます。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含みます。

運用基準第6

2(5)イ

## 3 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであるか確認します。

特に、土砂の採取、道路の開設等の開発行為について景観の維持上問題を生じている事例が見うけられるので、開発行為の対象地(土捨場を含む。)の選定、法面の縮小又は緑化、森林の残置又は造成、木竹の植栽等の措置につき慎重に審査しています。

なお、景観形成に関する市町村の条例又は福島県景観条例(平成10年福島県条例第13号、窓口:各地方振興局)を遵守する必要があります。

運用基準第6

2(5)ウ

参考 用語の説明

1 開発行為をしようとする区域(事業区域)

事業者が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、農道及び水路等の全ての土地を含んだ区域をいい、現に土地の形質の変更等(すなわち開発行為)を行う土地のみならず、土地の形質の変更はしないが、変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいう。

2 開発行為をしようとする森林の区域

開発行為に係る森林と残置する森林を合わせた森林のことをいう(すなわち事業区域に含まれる森林のこと)。

3 開発行為に係る森林の区域

土地の形質の変更等(即ち開発行為)を行う森林のことをいう。

4 残置森林

森林の現況のまま保全する森林をいう。

ただし、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林(15年生以下の森林とする。)については、残置森林率の算定対象としない。

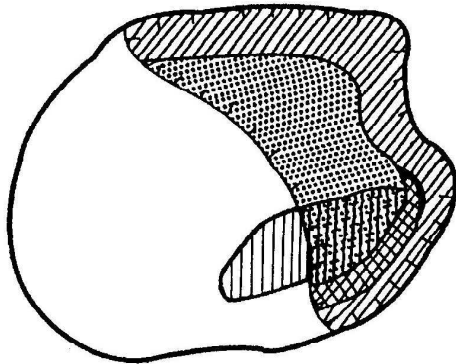
$$\text{残置森林率} = \frac{\text{開発行為をしようとする森林区域内の林齢16年生以上の残置森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域の面積}} \times 100$$

5 造成森林

土地の形質の変更を行った後に植栽により造成する森林をいう。

ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としない。

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{開発行為をしようとする事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発行為をしようとする森林区域の面積}} \times 100$$



- 事業区域
- 開発行為をしようとする森林の区域
- 開発行為に係る森林の区域
- 残置する森林 (16年生以上)
- 残置する森林 (15年生以下)
- 造成森林

### 第3 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第1及び第2のほか、以下について確認します。

#### 1 事業終了後の措置について

林地開発許可において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずること。また、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後の原状回復等に関する記載があることについて確認します。

これは、太陽光発電施設に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮しているためです。

#### 2 住民説明会の実施等について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組の実施について確認します。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に対話していることを確認します。

#### 3 景観への配慮について

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするなどの配慮がなされていることを確認します。

運用基準第6  
2(6)

## 6 技術的細則

福島県においては、森林法に基づく技術基準の他、都市計画法と共通の防災基準を定めており、これらの技術基準を満たすことが必要となります。

また、開発行為を実行するに当たって、他に取得しなければならない許認可がある場合で、開発の主たる目的の法令等により明確な基準がある場合には、その基準を尊重しますが、この場合にあつては、原則として、より安全側に立ち、その基準を管轄する部局の指導を受けて設計してください。

なお、森林法第10条の2第2項第一の二号の規定に基づき、防災調節池・調整池を設置する場合は、その設計雨量が確実に流入するよう対策を講じてください。

### 土砂流出防止対策基準（抜粋）

#### II 土工

##### 1 盛土材料

盛土材料としては、せん断強度が大きく、圧縮性の小さい土を使用し、ベントナイト、温泉余土、酸性白土や有機質を含んだ土は使用してはならない。

##### 2 盛土高

盛土の高さは、原則として最高15mまでとし、直高5m毎に幅1m以上の小段を設置するものとする。

##### 3 盛土勾配

(1) 盛土法面の勾配は35度（1.5割）より緩い勾配で仕上げなければならない。

(2) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ $F_s$ ）は、完了検査終了時において、 $F_s \geq 1.5$ を標準とする。

ただし、入念な調査に基づいて確実性の高い安定計算を行い、かつ、土地利用計画上也支障ないものと判断される場合には、盛土のり面の安定に必要な最小安全率を、完了検査終了時において、 $F_s \geq 1.2$ とすることができる。

(3) 次のような場合は、擁壁の設置を必要とする。

ア 盛土の法面の勾配が上記(1)によることが困難であるか若しくは適当でない場合。

イ 人家、学校、道路等に近接しかつ法面の勾配が30度（1.7割）より急で高さが1mを超える場合。

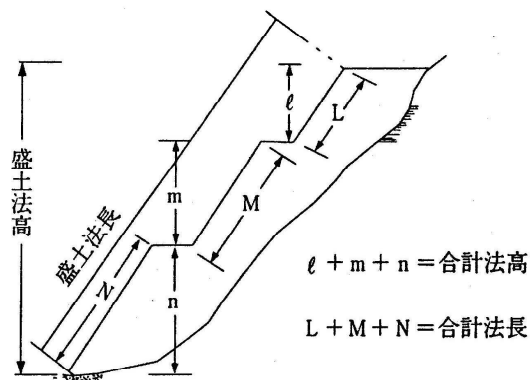
ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、この限りではない。

##### 4 盛土法面処理

(1) 法面は植生による保護を原則とし、裸地で残してはならない。

(2) 法面の長さが合計20m以上となる場合は、少なくとも法長の1/3以上は、擁壁工、法わく工等の永久工作物とし20m以下についても植生による保護だけでは、法面の浸蝕を防止できない場合は、これに準じて取扱うものとする。

(3) 法面の末端が流れに接触する場合には盛土の高さにかかわらずその溪流の計画高水位に余裕高を加えた高さまでは、永久工作物で法面を処理しなければならない。





5 盛土の禁止地域

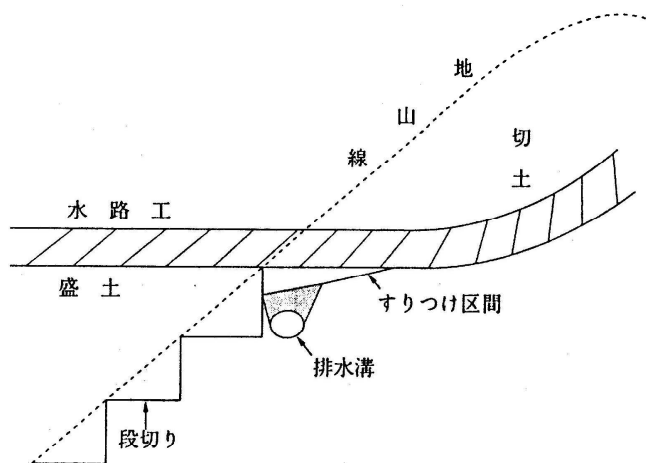
地下水位が高く浸透水及び湧水の多い区域、軟弱な基礎地盤区域には盛土は原則として認めない。

6 溪流に対する盛土

- (1) 溪流に対し、残流域の生ずる埋立ては、極力避けるものとする。  
ただし、流域面積0.1平方キロメートル以下で下流に対して土砂流出による被害の発生するおそれのないものはこの限りではない。
- (2) 上記ただし書きの埋立てを行う場合には、埋める以前の溪流にそった縦断図に基づいて最も危険と推定されるスベリ面について安定計算を行い、安全率 $F_s \geq 1.2$ とするために法尻に土留め擁壁工を施工する等の処理を行わなければならない。

7 盛土と地山の接続

- (1) 盛土の周囲の地山と盛土の間には、雨水等が貯留されるような可能性のある窪地を残してはならない。
- (2) 現地盤の横断方向の地表勾配が急峻な場合には表土を除去した後に段切を施工し、その上に盛土を行わなければならない。
- (3) 排水路等が地山から盛土部分に移行する場合には地山側にすりつけ区間をもうけて水路等の支持力の不連続を避けなければならない。
- (4) 地下水位の高い地山を切土する場合、それに接して作る盛土部へ水が流入するのを防止するため接触部の地山側に排水溝等を設け盛土部分外に排水するよう計画すること。



8 盛土の施工

一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講じるものとする。

9 切土

造成地及び附帯道路における切土は、地形、地質その他の自然状況を考慮のうえ、斜面の崩壊に対し安全であるようにしなければならない。

(1) 切土勾配

切土した後の法面の勾配は次表の定めるところによるものとする。

切土のり面の勾配（擁壁を設置しない場合）

のり面の土質	のり高	① $H \leq 5$ m (がけの上端からの垂直距離)	② $H > 5$ m (がけの上端からの垂直距離)
	軟岩 (風化の著しいものは除く)		80度 (約1:0.2) 以下
風化の著しい岩		50度 (約1:0.9) 以下	40度 (約1:1.2) 以下
砂利、マサ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの		45度 (約1:1.0) 以下	35度 (約1:1.5) 以下
上記以外の土質(岩屑、腐植土(黒土)、 埋土、その他これらに類するもの)		30度 (約1:1.8) 以下	30度 (約1:1.8) 以下

なお、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で、勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合。(のり高15mを超えるもの)
- 2) のり面が、割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、侵食に弱い土質、崩積土等である場合。
- 3) のり面に湧水等が多い場合。
- 4) のり面及びがけの上端面に雨水が浸透しやすい場合。

(2) 切土法面等保護

ア 切土をした後の法面は、原則として張芝等でおおうものとし、必要に応じて法枠工、張り工、吹きつけ工等でおおい法面上を直接地表水が流れないようにすること。

イ 土砂の切土高が5.0メートルを超える場合には、原則として高さ5.0メートル毎に幅0.5メートル以上の小段を設けることとし小段には、必要に応じて土留め又は排水工を設けるものとする。

ウ 切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるとき又は、湧水等があるときは、すべり防止又は湧水の排除等の措置を講じなければならない。

エ 埋め戻し(盛土を含む。以下同じ)をするときは、埋め戻しをした後の地盤が、雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように必要な措置を講じなければならない。

オ 切土法面の勾配が次のような場合は、擁壁の設置を必要とする。

(ア) 前記(1)の勾配によることが困難であるか、若しくは適当でない場合。

(イ) 人家、学校、道路等に近接しかつ法面の勾配が30度(1.7割)より急で高さが2.0メートルを超える場合。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果擁壁等の設置が必要ないと認められる場合又は次のような場合は、この限りでない。

A 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

B 土質が次表左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5.0メートル以下のもの(この場合において、前号に該当する法面の部分により上下に分離された法面の部分があるときは、同号に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面の部分は、連続しているものとみなす)。

土 質	土留施設を要しない勾配の上限	土留施設を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しいものを除く)	(0.55)60度	(0.2)80度
風化の著しい岩	(1.2)40度	(0.8)50度
砂利、真砂土に関連した硬質粘土その他これに類するもの	(1.5)35度	(1.0)45度

参考図解

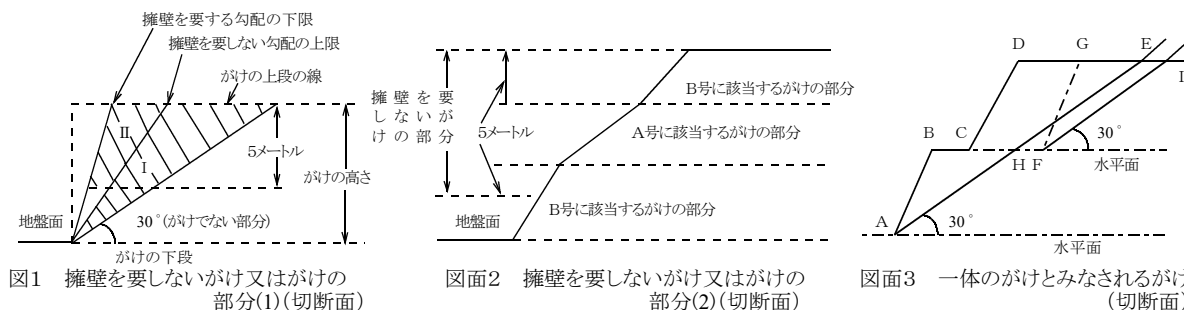


図1 擁壁を要しないがけ又はがけの部分(1)(切断面)

図面2 擁壁を要しないがけ又はがけの部分(2)(切断面)

図面3 一体のがけとみなされるがけ(切断面)

### Ⅲ 地すべりに対する処理

#### 1 総則

地形、地質的に地すべり現象が予想される箇所には造成工事を計画してはならない。

やむを得ず地すべり現象が予想される箇所に造成工事をする場合にあっては、次の事項を十分調査検討の上必要な防止対策工を施工すること。

#### 2 盛土

- (1) 地すべり安定解析を行って盛土後の安全率が  $F_s \geq 1.2$  になるよう防止対策を施工する。
- (2) この場合でも造成工事前の地すべり安全率の低下は5パーセント以内とし、それ以上の大土工を計画してはならない。

#### 3 切土

- (1) 地すべり末端での切土を計画してはならない。
- (2) 地すべり頭部、中腹部での切土により背後地の安定を損なうことのないよう充分調査解析し、切土後の安全率が  $1.2$  となるよう防止対策を施工すること。

#### 4 造成にともなう排水施設の設置

- (1) 「Ⅳ 排水施設」の基準に従うこと。
- (2) 排水施設からの漏水、再浸透があってはならない。
- (3) 排水路網には、地すべり防止区域外からの表流水、地下水を合流させてはならない。
- (4) 維持管理に容易な位置構造とすること。

#### 5 造成にともなう給水施設の設置

- (1) 原則として地中埋設はさけるものとする。
- (2) やむを得ず地中埋設とするときは地すべり変動による給水管の損傷がないような構造とし、損傷があった場合でも直ちに修理が可能な位置とすること。

### Ⅳ 排水施設

#### 1 総則

- (1) 排水施設は、開発区域の規模及び形状、開発区域内の地形、予定建築物の用途並びに開発区域周辺の降水量等から想定される雨水並びに汚水を有効に排出できるものであること。

- (2) 汚水と雨水との排水は、汚水管渠により計画時間最大汚水量、計画雨水量をそれぞれ排水できる構造とすること。

- (3) 開発区域外の排水施設等との接続

ア あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得かつ、当該開発行為又は当該開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者と協議が整っていること。

イ 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を考慮して区域内の雨水及び地下水を有効かつ適切に排水できるように下水道、排水路その他の排水施設又は、河川（一級及び二級河川、河川法を準用する河川、普通河川）その他の公共の水域及び海域に接続すること。

ただし、放流先の排水能力に応じ開発区域内に一時雨水を貯留する必要がある場合は調整池等の施設を設けることを妨げない。

#### 2 計画流量

- (1) 計画汚水量の算定

計画日最大汚水量 = 1人1日最大汚水量 × 計画人口

必要に応じて地下水量等を加算すること。

1人1日最大汚水量 = 上水道計画 1人1日最大給水量

計画時間最大汚水量 = 計画1日時間最大汚水量の1時間当りの  $1.3 \sim 1.8$  倍とすること。

(2) 雨水、排水諸施設を計画する基準となる計画流量は次の式によって算定する。

$$Q_p = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

- $Q_p$  … 最大計画雨水流出量 (立方メートル/秒)  
 $f$  … 流出係数  
 $r$  … 流達時間内の平均降雨強度 (ミリメートル/時間)  
 $A$  … 流域面積 (ヘクタール)

(流出係数)

ア 流出係数は、現地の地形、地質、地表状況および造成目的等により判断するものとし、以下の表を基準とする。

土地利用形態	流出係数	土地利用形態	流出係数
池 等	1.0	水 田	0.7
密 集 市 街 地	0.9	山 地	0.7
一 般 市 街 地	0.8	ゴルフ場造成部分	0.8
畑 ・ 原 野	0.6		

- 注1 おおむね1割以上の異なる土地利用形態が混在する場合は面積加重平均とすること。  
 2 密集市街地とは不浸透面積率が40%以上の場合とする。  
 3 加重平均する場合は小数点第3位を四捨五入とする。

(流達時間)

イ 流達時間は次式により算定する。

$$T = T_1 + T_2$$

$T$  ……流達時間 (分)  
 $T_1$  ……流入時間 (分)  
 $T_2$  ……流下時間 (分)

(ア) 流入時間の算定

A 開発により市街地となる区域については、次の区分による値とする。

区 分	流入時間
人口密度が大きい地区	5分
人口密度が小さい地区	10分
平 均	7分

B 草地、樹林地にあつては、次の式により求めて良い。

$$T_1 = \left( \frac{2}{3} \times 3.28 \cdot \frac{l n}{\sqrt{S}} \right)^{0.467}$$

- $T_1$  … 流入時間 (分)  
 $l$  … 斜面距離 (m)  
 $S$  … 斜面勾配  
 $n$  … 遅滞係数

※ 遅滞係数は、次表の区分による値とし、開発後芝地となるゴルフ場等にあつては、 $n = 0.2 \sim 0.3$ 、開発前の状態のまま存置する樹林地にあつては  $n = 0.6$  が標準となる。

地 覆 状 態	n	地 覆 状 態	n
不浸透面	0. 0 2	森林地 (落葉林)	0. 6 0
よく締まった裸地(なめらか)	0. 1 0	森林地 (落葉林、深い落葉等堆積地)	0. 8 0
裸地 (普通の粗さ)	0. 2 0	森林地 (針葉樹林)	0. 8 0
粗草地および耕地	0. 2 0	密草地	0. 8 0
牧草地または普通の草地	0. 4 0		

(イ) 流下時間の算定

$$T_2 = \frac{L}{60V}$$

$T_2$  … 流下時間 (分)

$L$  … 水路の延長 (m)

$V$  … 水路内の流速 (m/sec)

※ 流速は Manning 公式 による。

$$V = \frac{1}{n} R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

$n$  … 粗度係数

ヒューム管水路 (自由水面) … 0.013

三面張りコンクリート水路 … 0.020

石積等の二面張水路 …… 0.025

素堀り水路 …… 0.030

$$R \cdots \text{径深 (m)} = \frac{\text{流水断面 } A \text{ m}^2}{\text{潤辺長 } P \text{ m}}$$

$I$  … 動水勾配 (水路勾配とする)

(降雨強度)

ウ 降雨強度は次によるものとする。

(ア) 流達時間内における平均降雨強度については、別表「福島県内降雨解析」によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、当該造成地近傍の雨量観測所における資料、解析したものによることができる。

(イ) 開発区域内における排水施設の規模は、10年確率時間雨量以上とする。ただし、放流先の水路、河川等の流下能力又は、砂防指定地等関連調整を必要とする場合は、この限りでない。

3 排水路 (造成地内)

(1) 平面開水路

ア 開水路設置の基準となるべき流域面積は、造成後の変更をも含めて考慮し、流域区分を明確にしすべての流量計算はそれに基づいて行うこと。

イ 表面水は原則として開水路によって処理し、浸透水伏流水のみ、暗渠工にて処理するものとする。

ウ 開水路法線勾配は急激な折線をさけ、又流水のエネルギーを減殺するため合流地点及び水路延長、おおむね100m以内毎、及び流末端に溜枘を設け、又その最終端には、フトン籠等をおいて洗堀を防止すること。

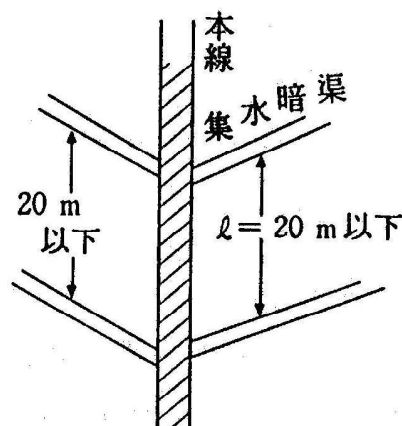
エ 水路の構造は、水による浸食及び水の浸透を起こさない構造としなければならない。

オ 開水路を盛土上に設ける場合沈下に対する対策を十分考慮し必要に応じ、基礎の置換え、杭打ち等の基礎処理を行うこと。

カ 残流域を有する河川 (溪流) が造成地内を通過する場合は、開渠とすること。

キ また、造成地内に設置される暗渠で流量が  $1.5 \text{ m}^3 / \text{sec}$  以上のものは開渠とすること。

- ク 河川の新設及び付け替えは、開水路とすること。
- ケ 開水路の余裕高は、水路高さの2割以上で最低20cmを下まわらないこと。
- (2) 暗渠工
- ア 溪流を埋め立てる場合には、本川、支川をとわず在来の溪床に必ず暗渠工を設けなければならない。
- イ 暗渠工は、樹枝状に埋設し、完全に地下水の排除ができるように計画する。
- ウ 小段のある盛土の場合には、土質に応じ小段毎に暗渠工を設け、すみやかに表流水及び伏流水を排除するものとする。
- エ 幹線部分の暗渠工は有孔ヒューム管にフィルターを巻いた構造とし、集水部分は有孔ヒューム管又は盲暗渠等の構造とする。
- オ 暗渠工における幹線部分の管径は30cm以上とし、支線部分の管径は15cm以上とする。
- カ 支溪がない場合又は、支溪の間隔が長い場合には、20m以下の間隔で集水暗渠を設けるものとする。
- キ 排水は表面法面、小段、暗渠等系統的に排水施設を計画し造成部分の一部に排水系統の行きわたらない部分が生じないようにしなければならない。
- ク 雨水以外の汚水は、原則として暗渠排水とすること。



## V 沈砂池

### 1 容量

- (1) 既往のデータにより造成された土地より下流に流出する土砂量が推定できる場合は、その数値により10年分の貯砂量をもつ沈砂池を作るものとする。
- (2) 上記のデータが無い場合は、次式によって推定し貯砂量を算定する。地表が20cm以上客土又は、耕耘される場合は盛土として取り扱う。

$$\text{盛土部分について } VS_1 = A_1 \left( 3X + \frac{7X^{(年)}}{5} \right) = 4.4XA_1$$

$$\text{切土部分について } VS_2 = A_2 \left( 3 \times \frac{X^{(年)}}{3} + \frac{7X^{(年)}}{15} \right) = 1.47XA_2$$

$$V = VS_1 + VS_2$$

$A_1$   $A_2$  … 盛土及び切土部分の面積(ha)

$X$  … 1ha当たり1年間流出土砂量 ( $m^3/ha/year$ )

$X$ の値は開発面積10ha未満  $20m^3/ha/year$

10ha以上  $60m^3/ha/year$  を標準とする。

ただし、森林法に基づく「保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定地」の区域、地すべり等防止法に基づく「地すべり防止、ぼた山崩壊防止」の区域及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく「急傾斜崩壊危険区域」にかかる開発行為については、別途定められている技術基準によるものとする。

### 2 構造

- (1) ダム形式の場合

沈砂池の構造は原則としてコンクリートダム構造とするが地形、地質、堤体材等の安定性が十分確認された場合は、フィルタイプダム構造とすることができる。ダム構造は、「河川砂防技術基準(案)」及び「治山技術基準」に基づく程度の構造とする。

- (2) 掘込形式の場合

沈砂池の構造は、原則としてコンクリート及びコンクリート張ブロックとするが、修景を配慮した野面石積等とすることができるものとする。背後地は十分な広さを有するものとし、沈砂池の法面勾配、漏水及び浸透水に十分注意し、地すべり等がおこらない安全な構造でなければならないものとする。

- (3) 設計堆積土砂量の比較的小さい小規模な宅地造成等においては、沈砂池にかわり、貯砂機能をもたせた集水樹等で処理することができるものとするが、設計堆積土砂容量を十分満足し、かつその構造、配置は適切でなければならないものとする。

### 3 その他

- (1) 沈砂池が異常に急速に堆積し、下流に対して溢流の危険が予想される場合には掘削、嵩上げ等の処理を造成者側で講ずるものとする。
- (2) 上記の貯砂容量は造成完成後の基準であり、工事中の流出土砂については別途に流出を防止し計画貯砂容量に食いこまないようにしなければならない。

## VII 工事中の防災

### 1 防災ダム

- (1) 工事中の土砂の流出を防止するため、防災ダムを設けなければならない。
- (2) 防災ダムの容量は、次の基準によって算定した貯砂容量をもつものとする。
  - ア 急傾斜地で地質が花崗岩の風化帯等で特に流出土砂量が多い地区にあつては、1ヘクタール当たり400～600m<sup>3</sup>/年
  - イ 上記ア以外の地区にあつては、1ヘクタール当たり200～400m<sup>3</sup>/年
  - ウ 流出土砂の設計堆積期間は、工事施工期間中とするが年単位で計算する（1年未満は1年とする）。
- (3) 防災ダムはコンクリートダムを原則とし「河川砂防技術基準（案）」「治山技術基準」にもとづく程度の構造とする。
- (4) コンクリートの防災ダムは工事中に土砂の流出がない場合には、沈砂池として造成完了後利用することができる。ただし、この場合沈砂池の項で示した容量分の貯砂部分を確保しなければならない。

### 2 沈泥池

工事中の河川汚濁を防止するため、沈泥池を設けなければならない。沈泥池は造成区域の最急勾配が10°以下である場合、土ダムで施工することができる。ただし、高さは3m以下とし余水吐を設け、余水吐は蛇籠等で保護するものとする。

### 3 施工時期

土の掘削、まき出し等の大土工は原則として梅雨期、台風襲来期、融雪期以外の時期に実施するものとする。

### 4 法面の保護等

法面に直接流水が流下しないようにするため、法面の上部に板、粗朶等による柵を作り、法面を崩す恐れのない部分より、U字溝等で流下させなければならない。この場合呑口を十分大きく取り、流水が必ず溝の中を流下するよう十分注意して施工しなければならない。

- (1) U字溝を法面の直下に敷設した場合、法面からの土の崩落により溝が埋められ溢流することのないように法面に伏せ工等を施工しなければならない。
- (2) 万一の法面の崩壊に備え、U字溝の傍が洗堀されることを防止するために歩道平板ブロック等を溝の外側に敷きならべる等の処置をとらなければならない。
- (3) 道路の舗装が完成しない場合、道路面の洗堀を防止するため格子蓋付の横断開渠等を施工しなければならない。
- (4) 地形上流土が予想される場合には必要な箇所には土俵、杭しがら、板柵等で土留柵を施工し、泥、雑物芥等を沈澱、濾過させなければならない。

### 5 捨土

#### (1) 土留ダム

ア 造成工事によって生じた残土等の捨土は、出水による流出のおそれのない場所に処理し、原則として溪間に投棄してはならない。

イ やむを得ず、溪間に投棄する場合には「河川砂防技術基準（案）」「治山技術基準」に基づく砂防ダムと同程度の土留ダムを設けなければならない。

ウ ダムの高さは投棄された土砂が流出するおそれのある土砂である場合、土砂量は縦断計画上、現河床とダム天端から水平に引いた線の間には収容できる容量をもつ高さとする。ただし高さの

限度は原則として15m以下とし土捨面の排水については十分考慮するものとする。

エ 地形上やむを得ず水平より急に投棄する場合には必ず投棄土砂の上に水路を設置し、流水が投棄土砂に接触しないようにしなければならない。

また、水路保護のため、上流にダムを必ず設置しなければならない。また、水路の構造は沈下等によって被害を生じない構造としなければならない。

## (2) 捨土地の緑化

ア 捨土の流水に接触しない部分は必ず緑化を行わなければならない。

イ 捨土地が傾斜地の場合、緑化に先立ち積苗工、筋工等の階段工も施工し、法面は伏工等の被覆工によって保護する。

ウ 緑化用の植物は、主として当該地方に実施されている治山用植物を用い、有用樹種を直接に植栽することはさけること。

エ 緑化用の植物が完全に活着するまでの散水、施肥等の維持管理は造成者側で行うものとする。

## 6 工事の順序

工事の順序としては、防災ダム（調節池）、遊水池、沈砂池、流末処理等の防災工事を先行し、造成工事は下流に対する安全を確認できた上実施するものとする。

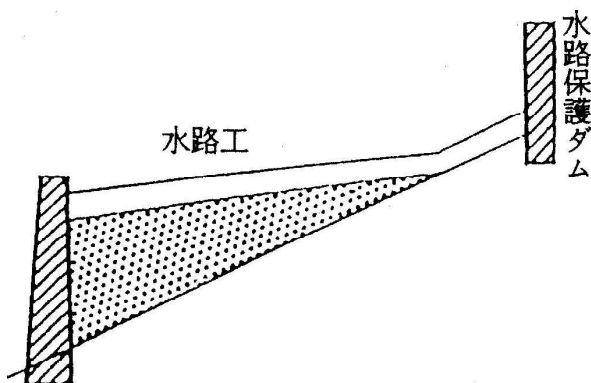
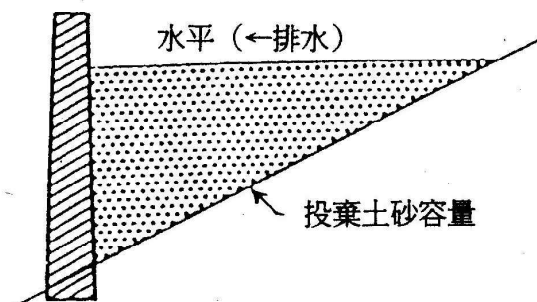
## 7 その他

(1) 造成中、造成に必要な諸材料（砂、砂利、木材、セメント、石材、ブロック等）は必ず整理して保管し、いやしくもこれらの流出による被害を生じないように注意しなければならない。

(2) あらかじめ不時の災害に備え、土俵、網、栗石等の防災機器を準備し、非常時の人員配備態勢等もあらかじめ定めておき、万一災害の発生した場合には臨機応変の処置をとると共に速やかに関係機関に連絡し、第三者に被害を与える事のないようにしなければならない。

## VIII その他

宅地造成において造成区域の上流に残流域が存在する場合、その流域からの土石流の襲来によって新しく造成された区域に被害が生ずるおそれがある場合、造成者はその防災に対する措置を講ずるものとする。





## 開発行為に伴う流量増対策基準

### I 10ヘクタール以上の開発行為の場合

下流河川の状況	下流河川の流量に与える影響の程度	対 応 策
1 項 一定の計画により改修済みの河川	(1) 計画高水流量の改訂を必要とする場合	イ 河川計画の安全度に見合う防災調節池の設置 ロ 流量増が無視し得る程度小さくなるまでの区間に亘る河積拡大のための河川工事
2 項 一定の計画により現に施工中の河川	(1) 計画高水流量の改訂を必要とする場合	イ 上記1(1)のイ又はロ
	(2) 計画高水流量の改訂を必要としない場合で、当該開発行為による排水が河川に合流する地点までの改修年次計画が長期に亘る場合。	イ 調整池の設置 ロ 調整池の代替施設としての河川工事
3 項 年次計画がある河川	(1) 当該開発行為による排水が河川に合流する地点までの改修年次計画が長期に亘る場合。	イ 上記2(2)イ ロ 上記2(2)ロ
4 項 年次計画のない河川	(1) 下流河川の想定氾濫区域に相当の人家又は公共施設を有する河川で、現況の流下能力を著しく超えることとなる場合	イ 洪水の規模で年超過確率1/100又は既往最大の洪水を対象とした防災調節池の設置
	(2) 上記(1)以外の場合	イ 洪水の規模で年超過確率1/50の洪水を対象とした防災調節池の設置

### II 10ヘクタール未満の開発行為の場合

#### 1 1ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合

下流に対する影響を考慮の上、必要に応じて調節池・調整池等を設置する。

調節池・調整池等には、雨水貯留浸透システム等で同等の効果を期待できる施設を含めるものとする。

#### 2 1ヘクタール未満の場合

対策を必要としない。

## 宅地造成等開発行為に伴う防災対策の取扱要綱（抜粋）

第4条 調節池等は、次の技術基準により設置するものとする。

一 (略) 調整池については、「調整池技術基準（案）」による。

二 (略) 防災調節池については、「防災調節池技術基準（案）」による。

## 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の運用基準について(抜粋)

### 第2 運用基準第6-2-(2) 関係事項

#### 1 運用基準第6-2-(2)-ア関係事項(自然斜面への設置について)

(略) 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。

#### 2 第6-2-(2)-カ関係事項(排水施設の能力及び構造等について)

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特徴を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造等については、以下のとおりとする。

##### (1) 排水施設の断面について

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、「土砂流出防止対策基準」IV-2-(2)-アの表によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を0.9から1.0までとする。

##### (2) 排水施設の構造等について

排水施設の構造等については、(略)「土砂流出防止対策基準」IV-3の規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていることとする。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていることとする。

## 7 許可申請の手続き

### 第1 申請事務手続に関する規定

#### 1 許可権者

##### 森林法第10条の2第1項

地域森林計画の対象となっている民有林(中略)において開発行為(中略)をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

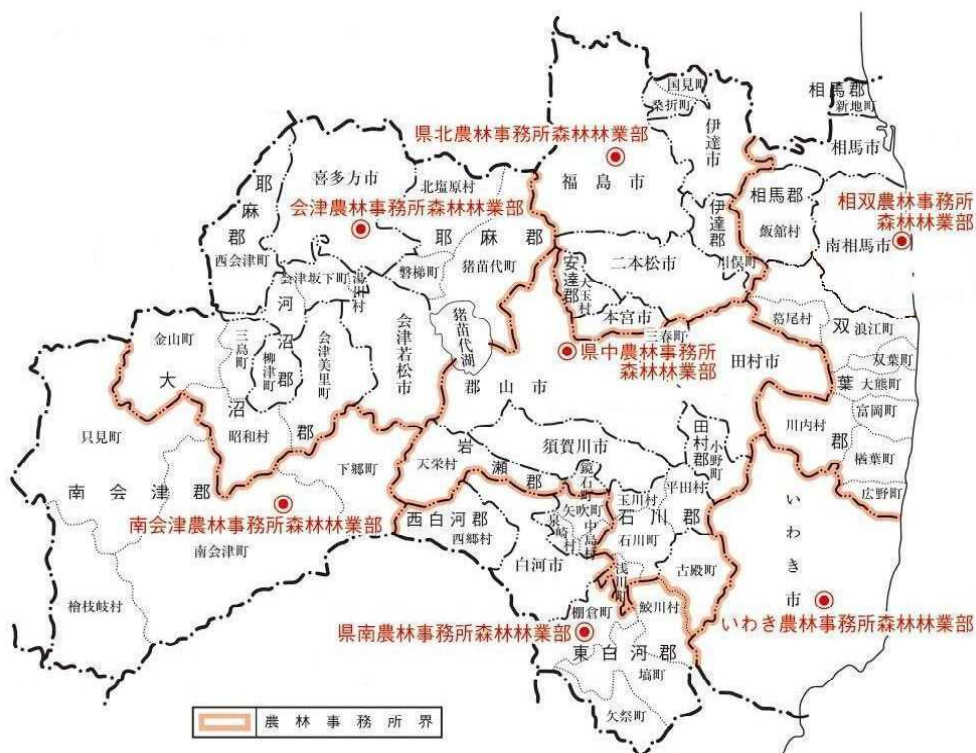
森林法第10条の2第1項により省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならないとされています。

#### 2 許可申請書の提出先

**要綱第13条** 省令及びこの要綱により知事に提出する申請書、又は届出書(これらの添付図書を含む。)は、所轄の福島県農林事務所の長を経由して提出するものとする。(以下、略。)

知事に提出すべき申請書類の提出窓口については、「所轄の福島県農林事務所の長を経由して提出するものとする。」(福島県森林法施行細則第8条)と規定しています。

#### 福島県農林事務所の所在



農林事務所	住所・電話番号	管轄する市町村
県北農林事務所	960-8670 福島市杉妻町2-16 024-521-2639	福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡
県中農林事務所	963-8540 郡山市麓山1丁目1-1 024-935-1373	郡山市、須賀川市、田村市、 若瀨郡、石川郡、田村郡
県南農林事務所	963-6123 棚倉町大字関口字上志宝50-1 0247-33-2124	白河市、 東白川郡、西白河郡
会津農林事務所	966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3 0241-24-5737	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津農林事務所	967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277-1 0241-62-5381	南会津郡
相双農林事務所	975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30 0244-26-1179	相馬市、南相馬市、 双葉郡、相馬郡
いわき農林事務所	970-8026 いわき市平字梅本15 0246-24-6198	いわき市

### 3 許可申請書

#### 森林法施行規則第4条

法第10条の2第1項の許可を受けようとする者は、申請書(2通)に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開発行為に関する計画書
- 二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類
- 三 許可を受けようとする者(独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

#### 要綱第13条第2項

前項の申請書、又は届出書(これらの添付図書を含む)の提出部数は次に掲げるとおりとする。

ただし、知事が意見照会等のために提出を求める場合はその部数とする。

- 一 省令第4条に規定する申請書については、2通とする。
- 二 前号の添付書類については、正本1部とする。
- 三 この要綱の定めによる申請書及び届出書(これらの添付図書を含む。)の提出部数は、正本1部とする。
- 四 第2号の添付書類並びに第3号の申請書及び届出書について、福島県事務決裁規程(昭和44年3月20日福島県訓令第2号)第5条に定める福島県農林水産部長専決許可処分(開発行為に係る森林の土地の面積が10ヘクタール以上の開発行為)に係る場合にあっては、正副2部とする。

許可を受ける際には、森林法施行規則(省令)第4条の規定により、申請書(2通)に添付書類を添えて都道府県知事に提出することとされています。

なお、添付書類及び林地開発許可申請書以外の申請書は正本1部(開発行為に係る森林の土地の面積が10ha以上の開発行為の場合は正副2部)としています。これは、開発行為に係る森林の土地の面積が10ha未満の場合は本庁に副申せず、福島県農林事務所では決裁するため正本1部でこと足りることからです。

申請書の様式や計画書として添付すべき書類の詳細は、「森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件(昭和37年7月2日農林省告示第851号)」、福島県森林法施行細則(県規則。以下「細則」という。)、福島県林地開発許可制度実施要綱及び福島県林地開発許可制度事務処理要領で規定しています。

諸規定に基づき申請に必要な書類を取りまとめると、次表のようになります。

○林地開発許可申請書類一覧表

書類名	関係法令等	明示する事項 (詳細は記載例をご覧ください)	縮尺、添付書類等
林地開発許可申請書 (様式1)	省令第4条	1 申請者の住所、氏名、電話番号 2 開発行為に係る森林の所在場所、面積 3 開発行為の目的、着手予定年月日、完了予定年月日 4 他の行政庁の許認可等を要する場合、その手続状況	○法人の場合法人登記事項証明書 ○法人でない団体の場合は代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織運営に関する定めを記載した書類 ○会社定款
当該法人の登記事項証明書	省令第4条	法人の場合添付してください。	
代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織運営に関する定めを記載した書類	省令第4条	法人でない団体の場合添付してください。	
計画説明書 (様式2)	省令第4条 県規則第2条第3項	1 設計者、申請者の住所、氏名 2 開発対象区域の場所、現況 3 事業の目的、事業又は施設の名称、基本方針 4 土地の利用計画 5 開発事業の計画(事業の全体計画の概要、期別計画の概要、防災施設等の概要、設計根拠)	○筆数が多い場合は開発区域内土地明細書 付属表Ⅰ、Ⅱ ○事業計画の基本方針(詳細に補足するものがある場合) ○期別の計画概要(計画が1年以上の長期にわたる場合)
開発区域内土地明細表 (参考様式2-1)		筆数が多い場合には、許可申請書の「開発行為に係る森林の所在場所」を補足するため一覧形式で作成してください。	
付属表Ⅰ(森林) (参考様式2-1-1)			
付属表Ⅱ(森林以外) (参考様式2-1-2)			
残置森林等保全管理計画概要書 (参考様式3)	県規則第2条第3項	残置又は造成する森林、緑地の 1 場所及び面積 2 権利の取得状況 3 造成計画 4 保全管理計画	○残置森林部分の土地の権利を証する書類 ○関係自治体との間で「残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定」を締結している場合にはその写 ○ 関係自治体との間で建築協定、緑地協定等を締結している場合はその写

書類名	関係 法令等	明示する事項 (詳細は記載例をご覧ください)	縮尺、添付書類等
残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書 (参考様式3-1)	県要綱 第3条	1 協定者の住所氏名 2 協定を結ぶ区域の場所、 事業名称 3 協定内容	
一時利用計画概要書 (参考様式4)	県規則 第2条第3項	1 一時利用の場所、目的、面積、 利用期間、利用計画の概要 2 一時利用後の原状回復方法	必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面 (平面図、断面図、構造図)
資金計画書 (参考様式5)	県規則 第2条第3項	1 申請者の概要 2 開発行為に要する資金の額、 調達方法	資金計画の内容を裏付ける資料 (概算設計見積書、残高証明書 融資証明書、事業決算書、関 係議事録、その他)
公共施設管理者の同意書 (参考様式9)	県要綱 第3条	1 公共施設の名称、所在 2 措置条件等	
公共施設管理予定者との協議書 (参考様式11)	県要綱 第3条	1 協議の事項(施設)、概要、公共 施設管理予定者(協議の相手方) 2 協議経過	
用排水施設管理者の同意書 (参考様式10)	県要綱 第3条	1 用排水施設の名称、所在 2 措置条件等	
水利用実態整理表 (参考様式7)	県規則 第2条第3項	1 区域内に存する水源等の状況 2 水の確保対策、施設の概要 3 水利権者との協議状況 4 水質悪化の防止対策	水利用状況のわかる図面
水利権者の同意書 (参考様式12)	県要綱 第3条	1 施設の名称、所在 2 措置条件	
環境保全に関する協定書 (参考様式13)	県要綱 第3条	1 開発行為の場所 2 開発行為の目的、名称 3 協定事項、協定内容	
開発行為同意書 (参考様式8)	省令 第4条 県要綱 第3条	1 同意者の住所氏名 2 土地の所在、地目、地籍 3 権利の種類 4 同意年月日	土地登記事項証明書 公図写 印鑑証明書
位置図	省令 第4条	1 方位 2 開発対象区域の位置 3 道路のみの開発については線形 を示す。	1/50,000以上
区域図	省令 第4条	1 方位 2 開発対象区域界 3 事業区域、開発行為に係る森林 の区域界 4 県、市(郡)、町村、大字、字界、 地番界及び地番	1/5,000以上

書類名	関係法令等	明示する事項 (詳細は記載例をご覧ください)	縮尺、添付書類等
現況図	県規則 第2条第3項	1 方位 2 開発対象区域界 3 区域内の (1) 地形 (2) 河川、沢、湖沼(溜池)、湿地、崩壊地等自然物 (3) 道路、橋、えん提、家屋等 (4) 山林、農地、宅地等の地類区分界 4 区域周辺部の人家、公共施設等	
流域現況図	県規則 第2条第3項	1 流域の地形、流域界 2 区域内の土地利用区分別面積と適用流出係数 3 河川の位置 4 開発区域の位置と計画面積 5 ネックポイント	1/50,000以上 ○水害防止施設の必要性検討表 ○河川管理者との協議を必要とする場合、協議経過書 ○必要に応じ、ネックポイント各断面図
水害防止施設の必要性検討表(参考様式6)	流域現況図と一体になる表	開発による流量の増加量、施設ネックポイントの流下能力を対比し、水害防止施設等の必要性を検討する。	
利用計画図	県規則 第2条第3項	1 開発対象区域界 2 切土、盛土、捨土、法面等の施工位置 3 排水、擁壁、道路、建物等の造成施設物の位置 4 残置又は造成する森林及び緑地の位置 5 取付道路の名称、その他土地利用計画の位置	
法面の断面図	県規則 第2条第3項	1 切土、盛土、捨土等により生じる法面の形状寸法 2 施工前の地盤面及び土質 3 法面保護の方法 4 切土、盛土、捨土の工法及び土量計算	
防災施設等の設計図	県規則 第2条第3項	1 防災施設の平面図 2 構造図(平面、断面、正面図等) 3 規格寸法、勾配、名称 4 構造物設置個所に係る前後の地盤面及び土質 5 湛水及び堆砂に係る区域の範囲 6 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図	構造図は原則1/100
設計根拠資料	県規則 第2条第3項	1 構造決定に係る計算基礎 2 安定計算基礎資料 3 流量の計算基礎 4 その他、設計上の根拠となる資料	
建築物等の概要図	県規則 第2条第3項	外観上の形状、規格寸法等概要	
開発行為の施行工程	県規則 第2条第3項		
空間放射線量等測定結果	平成29年2月17日付け 「林地開発に伴う伐採木の取扱い」	空間放射線量等の測定結果	

## 第2 許可申請に当たっての留意事項

- (1) 許可の申請にあたっては、「事前」に所轄の福島県農林事務所へ相談し、その指導を受けてください。
- (2) 許可の申請書類は、前項「林地開発許可申請書類一覧表」により、作成提出してください。
- (3) 設計図書類は、原則としてA4版の大きさにとりまとめてください。
- (4) 計画図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しをつけて、図書目録を添付してください。
- (5) 各図面は、その開発行為が明確に判断される縮尺のもので作成してください。
- (6) 図面には必ず縮尺、凡例を明示してください。
- (7) 各種計画図の記載内容が複雑で不明瞭となるような場合には、適宜別葉とし、その1、その2として作成してください。
- (8) 登記事項証明書等を添付する必要がある場合には、申請受理日以前3か月以内のものを提出してください。  
なお、開発行為同意書に添付する印鑑証明書は、同意年月日の前後3か月以内のものを提出してください。
- (9) 資金計画の裏付けとして添付する融資証明等の日付は、申請受理日以前おおむね3ヶ月以内のものを添付してください。
- (10) 他法令等との関連
  - ① 他法令等により、林地開発許可申請より以前に手続きを終了させることが義務付けられているものがある場合には、当該手続きを終了させてください。  
(例) 国土利用計画法(土地取引全部)、県大規模土地利用事前指導要綱(5ha以上の計画または4ha超の農地を含む計画)、県ゴルフ場開発指導要綱(ゴルフ場)、環境影響評価法、県環境影響評価条例、農業振興地域の整備に関する法律
  - ② 林地開発許可は他法令の許認可と同時許可処分を原則としておりますので、他の法令等の許認可、承認、届出等を必要とする場合は、できるだけ林地開発許可申請と同時に手続きをするようにしてください。  
また、申請書備考欄にその事務処理状況をできるだけ具体的に明記してください。  
(例) 都市計画法、農地法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  - ③ 上記他法令に関する許認可等の申請書及び許認可書等の写し並びに、条件が付されている場合にはその内容が明らかな関係図書類の写しも併せて提出してください。(補助及び融資事業についてはその関係書類の写し)
- (11) 申請書の提出
  - ① 申請書類は所轄の福島県農林事務所へ提出してください。
  - ② 申請書類は、申請書2通と添付書類1部(10ha以上は正副2部)を提出してください。
  - ③ 関係する機関等との協議、調査の必要から、書類の追加提出を求められることがあります。
  - ④ 必要関係書類を確実に整備した上で申請願います。
- (12) 申請書の提出にあたっての留意事項  
上記の内容を含む林地開発許可申請書の受理にあたっての留意事項については、福島県林地開発許可制度事務処理要領別記(3)に定めておりますので、その内容を十分に踏まえて申請されるようお願いいたします。
- (13) 林地開発に伴う伐採木の取扱い  
指定廃棄物となる木材の流通の防止を図るため、林地開発予定地における空間放射線量率等を測定のうち、その結果を申請書類として添付してください。  
なお測定方法については平成29年2月17日付け「林地開発に伴う伐採木の取扱い」により行ってください。



(参考)

### 福島県林地開発許可制度事務処理要領別記(3)

## 林地開発許可申請の受理における留意事項

許可申請の処理に際しては、申請者の不利益及び行政の停滞を排除し、迅速かつ合理的な事務処理に寄与するため、申請に先立ち申請書の形式、内容及び添付書類の適否等について適切に助言、指導を行うものとする。

なお、原則としてこの事前の指導により次に掲げる事項について整備されることが確実となった後に、正式に申請書類を受理するものとする。

### 1 申請書類について

- (1) 申請書の様式が所定の様式(要綱様式第1号)により2通提出されていること。(省令第4条、要綱第13条)
- (2) 位置図、区域図及び開発行為に関する計画書が整備されていること。(別記(2)「申請書類一覧表」参照)
- (3) 原則として、開発行為をしようとする森林及びその他の開発事業区域(農地、宅地等)について、当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者全員の同意を得ていること。
- (4) 原則として、要綱第3条第1項に規定する、同意書及び協議書等が整備されていること。
- (5) 申請者が法人である場合(独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等を除く。)には、当該法人の登記簿の謄本、法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他の当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類が添付されていること。(省令第4条第3号)

### 2 事業計画について

- (1) 法第10条の2第2項第1号に規定する災害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。
  - ア 施行中及び完成後の防災計画が講じられていること。
  - イ 切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が位置、法面等の安全措置が講じられていること。
  - ウ 造成後に生じる法面については、その勾配が地質、土質、高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じて小段及び排水施設の設置並びに法面保護の措置が講じられていること。
  - エ 法面の勾配がウによることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置等の措置が講じられていること。
  - オ 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し、下流地域に災害が発生することのないよう十分な容量及び構造を有するえん堤又は沈砂池等の措置が講じられていること。
  - カ 雨水等を排水するための能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。
  - キ 下流河川等の流下能力を超える水量が排水される場合には、流量増対策として洪水調節池又は遊水池の設置等の措置が講じられていること。
  - ク 飛砂、落石、雪崩等の災害の発生するおそれがある場合には、防止柵の設置等の措置が講じられていること。
- (2) 法第10条の2第2項第1号の2に規定する水害の防止対策に係る計画図書が整備されていること。
  - ア 開発行為に伴い、開発中、開発後において増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより、水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が講じられていること。
  - イ ピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ていること。
- (3) 法第10条の2第2項第2号に規定する水の確保に支障がない計画図書が整備されていること。

- ア 飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林が存在しないこと。
  - イ やむを得ずアの森林を開発行為の対象とする場合で、周辺の水利用の実態等からみて水量を確保する必要がある場合には、貯水池、導水路の設置等の措置が講じられていること。
  - ウ 周辺の水利用の実態等からみて、水質の悪化を防止する必要がある場合には沈砂池の設置等の措置が講じられていること。
  - エ 一次放流先の水利権者の同意が得られていることを原則とし、同意が得られない者がある場合、当該水利権者の水の確保に著しい支障がないことが明らかであること。
- (4) 法第10条の2第2項第3号に規定する環境の保全上支障がない計画図書が整備されていること。
- ア 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ、相当面積の森林又は緑地の残置又は造成(以下「残置森林等」という。)措置が講じられていること。
  - イ 周辺地域への配慮から、残置森林等の配置及び残置又は造成幅の確保等の措置が講じられていること。
  - ウ 開発行為の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からみて、景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないような措置がなされていること。
- (5) 開発計画が大規模であり、長期にわたるものの一部についての申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- (6) 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における現状回復等の事後措置の計画が明らかであること。
- (7) 開発行為の実施工程が周辺地域に災害を及ぼすおそれのないよう、防災施設を先行実施するものであること、かつ、資金計画との整合性が図られていること。
- 3 その他の事項
- ア 林業政策上、当該開発行為による支障が生じない計画図書が整備されていること。
  - イ 他の法令等による許認可等を必要とする事業の場合、当該許認可がなされているか又は手続きがなされていること。
  - ウ 他の要綱、要領により事前に協議、届出等が義務付けられているものについては、それを了していること。
  - エ 開発行為によって周辺地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないよう配慮されていること。
  - オ 周辺地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないよう配慮されていること。
  - カ 残置森林等について、将来にわたる維持管理及び管理主体が明らかであること。

## 林地開発に伴う伐採木の取扱い

### 1 目的

避難指示解除準備区域の一部が解除されるなど、今後、県内の林地開発箇所が拡大が見込まれることに伴い、指定廃棄物※となる木材の流通が懸念されることから、開発予定地の空間放射線量率等を測定することにより木材の流通防止を図る。

(※ 指定廃棄物:平成23年3月に東京電力第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質が付着し、一定濃度(8,000Bq/kg)を超えたものについて、環境大臣が指定したもの。)

### 2 対象

#### (1) 対象者

林地開発許可申請者

#### (2) 対象範囲

福島県内の私有林における林地開発(連絡調整含む)に伴う立木の伐採。

### 3 確認内容

林地開発許可申請者は、林地開発予定地の空間放射線量率等を次により測定し、農林事務所へ報告するものとする。

また、農林事務所は必要に応じて、現地調査を行うものとする。

#### (1) 測定点数の選定

別紙「福島県内の空間放射線量率の分布状況」における県内の空間線量率換算値を基に以下のとおりとする。なお、測定点は地形や標高及び方位等を考慮し、線量が高いと想定される地点を選定し、選定箇所は区域図に表示するものとする。

ア 空間線量率換算値が $0.50 \mu\text{Sv/h}$ を超える地域:1haあたり1点以上

イ 空間線量率換算値が $0.50 \mu\text{Sv/h}$ 以下の地域:5haあたり1点以上

#### (2) 空間放射線量率の測定

林地開発予定地の空間放射線量率を測定し、 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下であれば伐採・搬出を可とする。

なお、空間放射線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場合は、樹皮の放射性物質濃度を確認する。

#### (3) 樹皮の放射性物質濃度の測定

林地開発予定地の空間放射線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を超える場合は、樹皮の放射性物質濃度を確認し、 $6,400\text{Bq/kg}$ ※以下の場合は、開発予定地での伐採・搬出を可とする。

なお、 $6,400\text{Bq/kg}$ を超える場合は搬出を見合わせるものとする。

(※  $6,400\text{Bq/kg}$ :測定方法等の誤差を踏まえ、 $8,000\text{Bq/Kg}$ に安全率(80%)を乗じて設定。)

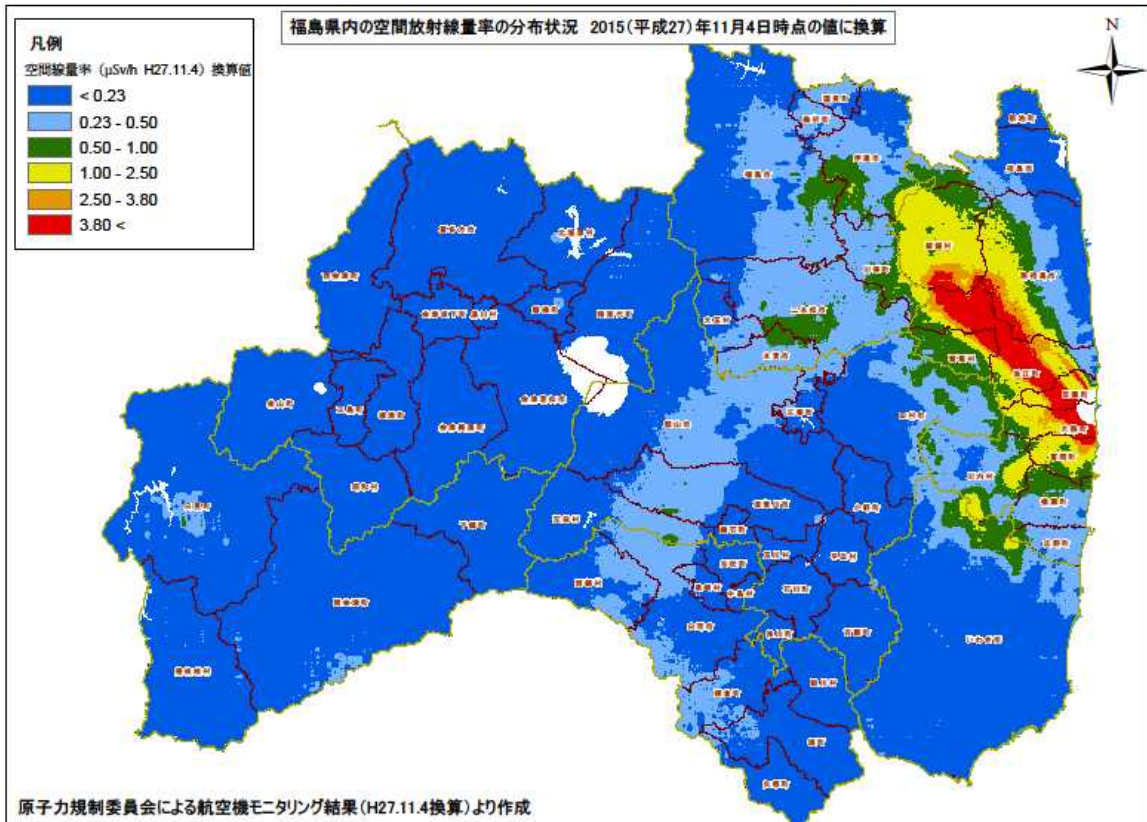
### 4 測定方法

別紙フロー図による。

### 5 指定廃棄物の取扱いについて

放射性物質濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ を超え、指定廃棄物と指定されたものについては、「平成二十三年三

月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。「放射性物質汚染対処特措法」という。))及び「廃棄物関係ガイドライン(平成25年3月第2版 環境省)」に基づき適切に処理すること。



林地開発に伴う伐採木の取扱いについて フロー図	確認内容
<p>空間放射線量測定による伐採の判断</p> <pre> graph TD     A[①空間放射線量率の測定 0.50 μSv/h 超の地域：1ha あたり 1 点以上 0.50 μSv/h 以下の地域：5ha あたり 1 点以上] --&gt; B{0.50 μSv/h 以下 である。}     B -- YES --&gt; C[伐採・搬出可]     B -- NO --&gt; D[②樹皮の放射性物質濃度の測定]           </pre>	<p>①林地開発予定地の空間放射線量測定</p> <p>◎測定点数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定点は地形や標高及び方位等を考慮し、線量が高いと想定される地点を選定し、選定箇所は区域図に表示すること。</li> <li>「福島県内の空間放射線量率の分布状況」における空間線量率換算値が 0.50 μSv/h を超える地域：1 ha あたり 1 点以上測定する。</li> <li>「福島県内の空間放射線量率の分布状況」における空間線量率換算値が 0.50 μSv/h 以下の地域：5 ha あたり 1 点以上測定する。</li> </ul> <p>◎測定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シンチレーション式サーベイメーターを用い、地上高 1 m での空間放射線量率を測定する。</li> <li>測定は樹木から 1 m 離れ放射線量の影響を受けない地点で行う。</li> <li>各地点において、指示値が安定した後 1 分間隔で 3 回測定し平均値を算出する（小数点第 2 位止め）。</li> <li>各地点の平均値の中から最大値をもって判断する。</li> </ul> <p>◎測定結果による判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0.50 μSv/h 以下 → 伐採・搬出可</li> <li>0.50 μSv/h 超 → ②に進む</li> </ul>
<p>樹皮の放射性物質濃度による伐採の判断</p> <pre> graph TD     D[②樹皮の放射性物質濃度の測定] --&gt; E{6,400Bq/kg 以下 である。}     E -- YES --&gt; F[伐採・搬出可]     E -- NO --&gt; G[搬出見合わせ]     G -- 8,000Bq/kg 超 --&gt; H[③指定廃棄物の取扱い]           </pre>	<p>②樹皮の放射性物質濃度測定</p> <p>◎抽出本数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同一林相の場合 1 ha あたり 3 本を抽出し、立木から樹皮を採取し放射性物質濃度を測定する。</li> </ul> <p>◎樹皮の採取方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>剥皮の際は、落下した樹皮が汚染されないよう地表にシートを敷くなどの対応をとること。</li> <li>樹皮は内外樹皮を含めて試料とするが、樹木の生長に影響を与えないよう留意すること。</li> <li>樹皮の採取量は、1 検体 1,000cc 程度とする。</li> </ul> <p>◎測定結果による判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6,400Bq/kg 以下 → 伐採・搬出可</li> <li>6,400Bq/kg 超 → 搬出見合わせ</li> </ul> <p>注) 基準値以下であっても、原木市場等の受入条件により搬入不可の場合があるので確認が必要。</p>
<p>③指定廃棄物の取扱い</p>	<p>③指定廃棄物の取扱い</p> <p>放射性物質濃度が 8,000Bq/kg を超え、指定廃棄物と指定されたものについては、放射性物質汚染対策特措法及び廃棄物関係ガイドラインに基づき適切に処理する。</p>

### 第3 水害の防止に関する設計上の留意事項

開発行為に伴う流量増対策について、10ヘクタール未満の開発行為の場合下流に対する影響を考慮の上、必要に応じて調節池・調整池を設置すると規定していますが（「宅地造成等開発行為に伴う防災対策取扱要綱」第5条第1号）、具体的には下記により運用しております。

#### 水害に関する基本的留意事項

平成7年4月1日

##### （水害防止施設の必要性の判断）

- 1 水害防止施設の必要性については、別紙「水害防止施設の必要性検討表」により判断するものとし、開発後のピーク流量について、開発後下流の水路等が有する確率年雨量強度で計算した結果、安全に流下できる場合は流量増対策は必要ありません。

流下できない地点が生ずる場合は、その地点の施設の管理者と調整してその断面を改修するか、調節池等を設置して流量増対策を講じてください。

##### （調査の範囲）

- 2 1のピーク流量が安全に流下できるか否かの判断をする調査の範囲は、事業区域下流において開発による流量が増加する量が最初に1%未満になる地点までを実施してください。

##### （水害防止施設）

- 3 水害防止施設を設置する場合は、以下により設置してください。

###### （1）施設の種類

開発面積（森林法上の事業区域）1ha超～10ha未満 : 洪水調整池、洪水調節池等

開発面積 10ha以上 : 洪水調整池、洪水調節池

###### （2）許容放流量

ア 開発区域からの流出量（許容放流量）は、開発前のピーク流量以下に調節して放流してください。

イ 下流の流下能力について十分配慮するものとし、すでに開発前のピーク流量により下流施設が流下できない場合は、その施設の管理者と協議のうえ、開発前のピーク流量を最大放流量とした値で放流してください。

ウ 調節を必要とする場合で、止むを得ず直接放流が生じる場合はあらかじめその流出量を調節後の許容放流量から差し引いてください。

その差引計算は、平成3年12月24日付け3森保第532号3都第1083号通達によってください。

###### （3）容量の計算方法

容量計算に用いる確率雨量強度式は、原則1/30とし計算方法は、簡便法により求めても結構です。

ただし、許容放流量の比流量が $5\text{m}^3/\text{sec}/1\text{Km}^2$ 以上の場合は、できる限り厳密法でも検討し、容量の大きい方を採用してください。

###### （4）その他構造等

その他構造等は、福島県「宅地造成等開発行為に伴う防災対策取り扱い要綱」により設置してください。

##### （他法令との指導の重複）

- 4 他法令の指導内容と、林地開発部門の指導内容が異なる場合は、その内容を検討し他法令と調整を図ったうえで施設の内容決定します。

### 水害防止施設の必要性検討表

開発箇所名		沢、河川名																		
区分	開発による流量の増加量										施設ネックポイントの流下能力				水害防止施設 流下断面改善の 必要性検討	施設管 理者名	備 考			
地点 No.	流域 面積	流出係数別面積					平均 流出 係数	到達時間			施設の対 応雨量強 度 N	1/Nの ピーク 流量	開発による流 量の増加量% (1%?)	施設の 粗率係 径・深	勾 配	流速 B ----- 断面積C	対応する施設の 流下可能量 B×C= D	D≥A 不要 D<A 要	施 設 管 理 者 名	備 考  (1%の 流量増解消点)
		0.	0.	0.	0.			流入	流出	計										
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								
		開発前																		
		開発後										A								

注) 1 調査は、1%の流量増が解消される地点まで実施してください。  
 2 上記表の算出根拠資料を添付してください。

3森保第532号  
3都第1083号  
平成3年12月24日

各林業事務所長  
各建設事務所長

農地林務部長  
土木部長

開発許可制度に関わる技術基準の運用について(通達)

このことについては、下記により取り扱うこととしましたので、事務の運用に注意してください。

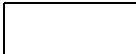


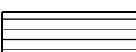
記

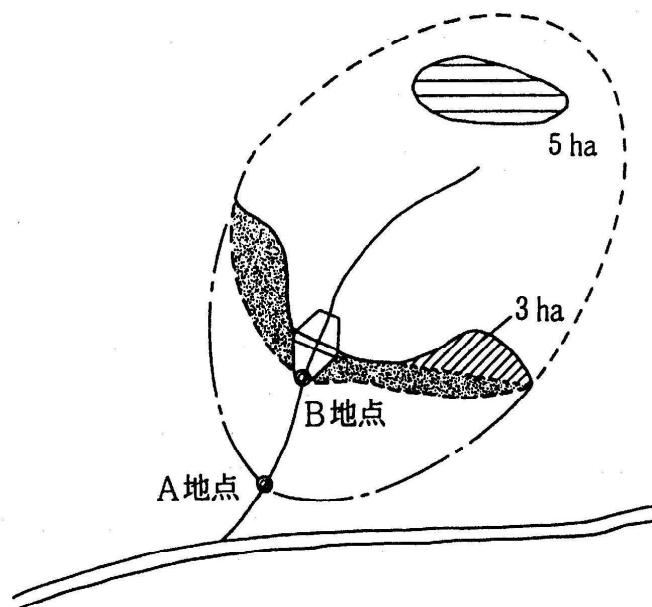
- 1 開発行為に伴う流量増対策のうち直接流出に対する取扱について
  - (1) 下流放流量の妥当性
    - ア 基本的に直接流出は認めない
    - イ 直接流出を認める場合は別紙例に基づき計算する
  - 2 基準の適用月日について
    - (1) 平成4年1月1日
    - (2) 事前に協議を了しているものは、従前の例による

開発行為に伴う流量増対策の計算例

A 地点：下流ネック部、現況流下能力( $CA=2\text{km}^2$ 、 $Q=4\text{m}^3/\text{S}$ 、 $q=2\text{m}^3/\text{S}/\text{km}^2$ )

B 地点：開発区域からの流出地点、許容放流量= $q1=2\text{m}^3/\text{s}=q\times CA1$

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
|  | : 開発区域面積(CA1)                 |
|   | 100ha(1.0km <sup>2</sup> )    |
|  | : 開発地の直接流入地域                  |
|   | 3ha f=0.9                     |
|  | : 未開発地の直接流出地域                 |
|   | 9ha f=0.6                     |
|  | : 未開発地のダム流入地域                 |
|   | 5ha f=0.6                     |
| ダム下流法面  | : 開発地の直接流出地域                  |
|   | 1ha f=0.9                     |
| ダム湛水池   | : 開発地のダム流出地域                  |
|   | 2ha f=1.0                     |
| 造成面積  | : 開発面積                        |
|   | 80ha f=0.9                    |
|   | (各流出係数は仮定)                    |
| 降雨強度  | 洪水到達時間内降雨強度                   |
|   | 150mm(仮定) (1/30、1/50または1/100) |





(注意事項) この計算例は、開発区域上流に他の流域を含まない場合であり、他の流域を含む場合は、当然、開発区域面積CA1に他の流域面積を含めたものとなる。

① 開発区域からの流出量(Q)

$$\begin{aligned} Q &= Q1 + Q2 \\ &= 32.083 + 1.680 \\ &= 33.763\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

ア) 調節・調整池流入量(Q1)

$$\begin{aligned} Q1 &= 1/360 \times 150 \times ( 5 \times 0.6 + 2 \times 1.0 + 80 \times 0.9 ) \\ &= 32.083\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

イ) 直接流出量(Q2)

$$\begin{aligned} Q2 &= Q3 + Q4 \\ &= 1.500 + 0.180 \\ &= 1.680\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

A) 開発地からの流出量(Q3)

$$\begin{aligned} Q3 &= 1/360 \times 150 \times ( 3 \times 0.9 + 1 \times 0.9 ) \\ &= 1.500\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

B) 未開発地からの流出量(Q4)

$$\begin{aligned} Q4 &= 2 \times 9 / 100 \\ &= 0.180\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

② 調節・調整池からの許容放流量(Q0)

ア) 許容放流量(q1) - 直接流出量(Q2)

$$\begin{aligned} Q0 &= 2.000 - 1.680 \\ &= 0.320\text{m}^3/\text{S} \quad (\text{OK}) \end{aligned}$$

③ ダムによる最大(ピーク)cut量

ア) 調節・調整池流入量 - 下流ネック部の検証値(QV)

$$\begin{aligned} QV &= 32.083 - 0.320 \\ &= 31.763\text{m}^3/\text{S} \end{aligned}$$

④ 開発行為の適否

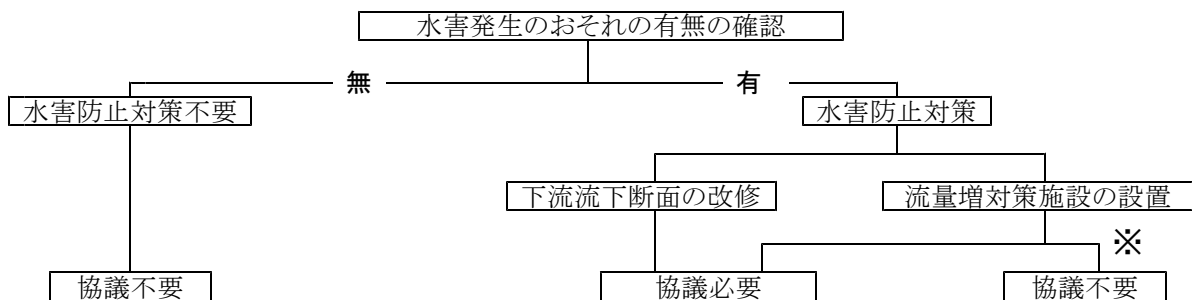
ア) 開発区域設定レイアウトの見直し必要なし、構造協議へ進む。

## 河川協議の取扱いに関する留意事項

平成7年4月1日

- 1 河川協議の相手  
河川協議は、国(河川局、工事事務所)、県(河川課、建設事務所)、市町村と行ってください。
- 2 河川協議方法  
開発事業者と河川管理者のあいだで行ってください。  
また、その経過を林地開発担当者に常に情報として伝えてください。
- 3 河川協議の必要性の有無の判断(河川協議を必要としない場合。)  
以下の場合は、河川協議は必要ありません。
  - (1) 開発による下流への影響を判断して協議を必要としない場合
    - ア 別紙「水害防止施設の必要性検討表」により、河川区域断面の改修か水害防止施設が必要か検討してその必要がなければ協議も必要ありません。
    - イ 水害防止施設が必要であっても、その必要性を判断するにあたって検討した開発により最も影響の受ける地点(「水害防止施設の必要性検討表」により計算した結果開発前のピーク流量が最小となる地点)が上記1の河川管理者(国、県、市町村)以外の場合は協議を必要としません。
  - (2) 他法令との関連で必要としない場合
    - ア 都市計画法該当箇所  
都市計画区域においては、都市計画法を審査する建設事務所が既に開発事業者を指導しているため改めて協議する必要はありません。
- 4 協議内容の確認  
上記2の協議経過内容に疑義があれば、林地開発許可担当者が電話等により河川管理者に内容を確認して処理経過記録簿に記録しておくものとする。
- 5 河川協議と申請書類受理の取扱い  
開発許可申請書の受理は、上記2の協議が完了してから行うものとする。
- 6 その他  
特に県管理河川における、協議方式は更に詳細に定めるべく打合せ中です。

### ○水害防止施設の必要性和河川協議フロー



#### ※ 協議の必要性の判断

協議を必要としないもの

- 1 他法令との関連で必要としないもの  
都市計画区域においては、都市計画法の審査が建設事務所で行われるので、建設事務所に対しての協議は必要ない。
- 2 河川管理者の有無により協議を必要としないもの  
開発によって最も影響を受ける地点が河川管理者(国、県、市町村)管理河川でない場合協議の必要はない。

#### 第4 申請書類の記載例と申請の要点

記 載 例													
<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">林 地 開 発 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">○年 ○月 ○日</p> <p>福島県知事 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 福島市○○町○○番地 申請者氏名 ○○株式会社 取締役社長 ○ ○ ○ ○ 電 話 番 号 (○○○○—○○—○○○○)</p> <p>次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">開発行為に係る森林の所在場所</td> <td>甲山郡乙川村大字丙原字丁沢2番地外30筆</td> </tr> <tr> <td>開発行為に係る森林の土地の面積</td> <td>19. 3046ha</td> </tr> <tr> <td>開発行為の目的</td> <td>ゴルフ場造成</td> </tr> <tr> <td>開発行為の着手予定年月日</td> <td>令和○年○月○日</td> </tr> <tr> <td>開発行為の完了予定年月日</td> <td>令和○年○月○日</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>1 農地法に基づく農地転用許可 ○年○月○日申請 2 都市計画法に基づく開発許可 ○年○月○日申請</td> </tr> </table> <p>1 面積は、実測としヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。 2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。</p>		開発行為に係る森林の所在場所	甲山郡乙川村大字丙原字丁沢2番地外30筆	開発行為に係る森林の土地の面積	19. 3046ha	開発行為の目的	ゴルフ場造成	開発行為の着手予定年月日	令和○年○月○日	開発行為の完了予定年月日	令和○年○月○日	備 考	1 農地法に基づく農地転用許可 ○年○月○日申請 2 都市計画法に基づく開発許可 ○年○月○日申請
開発行為に係る森林の所在場所	甲山郡乙川村大字丙原字丁沢2番地外30筆												
開発行為に係る森林の土地の面積	19. 3046ha												
開発行為の目的	ゴルフ場造成												
開発行為の着手予定年月日	令和○年○月○日												
開発行為の完了予定年月日	令和○年○月○日												
備 考	1 農地法に基づく農地転用許可 ○年○月○日申請 2 都市計画法に基づく開発許可 ○年○月○日申請												

**申 請 の 要 点**

様式1 林地開発許可申請書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>1 申請者の住所、氏名、電話番号</p> <p>2 開発行為に係る森林の所在場所</p> <p>3 開発行為に係る森林の土地の面積</p> <p>4 開発行為の目的</p> <p>5 開発行為の着手予定・完了予定年月日</p> <p>6 他法令の手続き状況</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>1 法人の場合はその登記事項証明書</p> <p>2 法人でない団体の場合はその代表者の氏名並びに規約、組織運営に関する定めを記載した書類</p>		<p>1 (申請人)</p> <p>申請者が法人である場合は、法人登記事項証明書、法人でない団体の場合は代表者の資格並びに規約、組織運営に関する定めを記載した書類を添付してください。</p> <p>共同施行等申請者が複数の場合には連名で記載してください。(多人数となる場合は筆頭者を申請書に記載し他は別紙に記名すること。)</p> <p>2 「開発行為に係る森林の所在場所」欄</p> <p>5条森林のうち<u>土地の形質を変更する森林の所在場所</u>、<u>筆数</u>を記載してください。</p> <p>所在場所の番地が多い場合は〇〇番地外〇〇筆として別紙にその明細書を添付してください。</p> <p>(一時的に利用する森林も含みます。)</p> <p>3 「開発行為に係る森林の土地の面積」欄</p> <p>土石採取等(砂利、採石等)将来にわたる全体計画が予想される開発行為については、その概数面積を( )書きで併記してください。</p> <p>単位haは小数点第4位まで記入してください。</p> <p>4 「開発行為の目的」欄</p> <p>開発行為の目的はその用途を具体的に記載してください。</p> <p>(例)別荘地造成、ゴルフ場造成、工場用地造成、住宅用地造成、資材置場造成、農用地造成、土石の採取(砂利、採石、土採取等)</p> <p>5 「着手及び完了予定年月日」欄</p> <p>他法令により許認可の期間が定められる場合は、その期間と一致させてください。実施工程表と照合し、実行可能性のある期日としてください。</p> <p>6 「備考」欄</p> <p>行政庁の許認可その他の処分等を必要とする場合には、林地開発許可申請時点におけるその手続きの状況について記載してください。</p>

記 載 例

(様式2)

計 画 説 明 書

設 計 者	住 所 氏 名	乙 山 市 丙 野 町 1 番 地 丁 田 設 計 (株) 取 締 役 ○ ○ ○ ○	申 請 者	住 所 氏 名	福 島 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番 地 ○ ○ 株 式 会 社 取 締 役 社 長 ○ ○ ○ ○		
開発対象区域の場所		甲 山 郡 乙 川 村 大 字 丙 原 字 丁 沢 2 番 地 外 150 筆					
計 画 の 方 針	目的及び施設の名称	ゴルフ場造成(仮称:○○カントリークラブ)					
	基本方針	1 レイアウトについては、…………… 2 地元貢献策については、…………… 3 防災については、…………… 4 環境保全対策については、……………					
開 発 対 象 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官 有 地	そ の 他	計
	面 積(ha)	35.1751	1.8435	—	0.6832	0.1317	37.8335
	比 率(%)	93.0	4.9	—	1.8	0.3	100%
	地 況 ・ 林 況	(地況) 標高40m~70m 緩傾斜地 花崗岩		(林況) 針 スギ、マツ 20~40年 30% 広 クヌギ 10~20年 70%			
土 地 の 利 用 計 画	地類別区分	山 林			そ の 他	合 計	
	用途区分	開 発 行 為 の 面 積 (A)	残 置 す る		計 (A+B=C)	(D)	(C)+(D)
			面 積 (B)	比 率 (%)			
	ゴ ル フ 場	18.1191	16年生以上 (15.0000) 15.8705* <sup>1</sup>	—	33.9896	1.8771	35.8667
	造 成 森 林	1.1855	—	—	1.1855	0.7813	1.9668* <sup>2</sup>
計	19.3046	(15.0000) 17.8373	42.6 50.7	35.1751	2.6584	37.8335	
主要施設及び工種		概 ↑ 15.8705(残置する森林* <sup>1</sup> )+1.9668(造成する森林* <sup>2</sup> ) 要					
開 発 事 業 の 計 画	事業計画目的	ゴルフ場9ホール クラブハウス 1棟 駐車場 1ヶ所 150台 道路 進入路(W=8.0m L=1,500m) 管理道(W=4.0m L=4,500m)					
	防災計画	洪水調節池 6ヶ所 コンクリート擁壁 18ヶ所					
	一時利用計画	土捨場 1ヶ所(35,000m <sup>3</sup> )					
	その他	汚水浄化槽					
その他参考事項		1 区域内既設ため池の保存 2 ○○水路管理組合との協議調整 3 機能の高い森林の保存					

記 載 例

(様式2)

計画説明書(採石の場合の記載例)

設計者住所氏名	○○○○○ ○○○○	申請者住所氏名	○○○○○ ○○○○				
開発対象区域の場所	○○町大字○○字○○ ○番地 外○○筆						
計画の方針	目的及び施設の名称	岩石の採取、販売					
	基本方針	<p>1 今回許可申請の区域面積は、7.2756ha(既開発5.5088haを含む)であるが、将来はこの接続地地権者との合意があるので更に開発区域(約4.2ha)を拡張し、採石を進めていきたい。</p> <p>2 採石終了時点で跡地利用は一部宅地、その他は表土を敷均し畑地として地権者に返還することになるので、最終時期に具体的な利用計画を策定し、許可の手続きをする。</p> <p>3 採石は地元の土木建築資材として供給し、従業員にできるだけ地元住民の雇用を配慮している</p> <p>4 開発区域周囲の森林は保全林として残置し、既開発地に沈砂池や貯水施設を整備し法面緑化その他防災等に十分配慮した計画設計とした。</p> <p>5 周辺地元住民の開発同意を得るとともに、保全対策について町と協定を締結した。</p>					
開発対象区域の現況	地類区分	山林	農地	宅地	官有地	その他	計
	今回申請	面積(ha)	2.2179			5.0577	7.2756
		比率(%)	30.5			69.5	100.0
	将来計画	面積(ha)	4.2000				4.2000
		比率(%)	100.0				100.0
	計	面積(ha)	6.4179			5.0577	11.4756
	比率(%)	55.9			44.1	100.0	
地況・林況	標高450m~490m (地況) 緩傾斜地 花崗岩 針 マツ 20~40年 30% (林況) 広 ナラ 20年 70%						
土地の利用計画	地類別区分	山 林			その他	合計	
	用途区分	開発行為の面積(A)	残 置 す る		計 (A+B=C)	その他(既開発地)(D)	合計 (C)+(D)
			面積(B)	比率(%)			
	今回申請	既 開 発 地	(0.4511)		(0.4511)	(5.0577)	(5.5088)
		採石計画地	1.4932	0.2736	1.7688		1.7688
		小 計	1.4932	0.7247	2.2179	5.0577	7.2756
	将来計画	第Ⅱ期採石計画地	4.2000		4.2000		4.2000
	合 計	5.6932	0.7247	6.4179	5.0577	11.4756	
主要施設及び工種	概 要						
開発事業の計画	(工種) 廃水処理施設	(今回申請箇所は平成14年~18年の5ヶ年計画、将来計画は平成19年から約10ヶ年計画とする) 内水ピット2基、廃水処理装置1式、シクナー1基、フィルタープレス(ヘドロ処理)8基					
	沈砂池	廃水については、区域内に沈砂池を作り排水処理する。					
	堆砂土砂施設	表土は区域内の平坦地に一時堆砂し、流出等のないよう土留ブロック積工を行う。					
	法面緑化	採石の最終法面については5m毎に小段を設け客土をして植栽及び法面吹付けを行う。					
採石施設	クラッシャー1基、原石投入ビン2基、1次2次トロンメル各1基 サンドウォッシャー1基、その他						
その他参考事項	1 区域内既設ため池の保存 2 ○○水路管理組合との協議調整 3 機能の高い森林の保存						

申 請 の 要 点

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>1 設計者、申請者の住所、氏名</p> <p>2 開発対象区域の場所</p> <p>3 計画の方針</p> <p>4 開発対象区域の現況</p> <p>5 土地の利用計画</p> <p>6 開発事業の計画 事業の全体計画の概要 期別計画の概要 防災施設等の概要 防災施設等の設計根拠</p> <p>7 その他特に留意した事項</p>		<p>1 全般</p> <p>(1) 農地、宅地等も含む全体開発計画の概要を明らかにしてください。</p> <p>(2) 1年以上長期にわたる場合には期別計画の概要を添付してください。(年度毎)</p> <p>(3) 採石、砂利採取等将来にわたる全体計画があるものについては、「開発事業区域の現況」欄及び「土地の利用計画」欄並びに、「開発事業の計画」欄を今回申請分と将来計画分に分けて記載してください。</p> <p>2 「開発対象区域の場所」欄 農地、宅地を含む<b>事業区域</b>すべての場所について記入してください。</p> <p>3 「計画の方針」欄 基本方針については、計画、設計にあたっての基本的な考え方及び地元住民、地域産業との関連、そのほか防災、水資源確保、環境保全等の観点から見た事業計画の基本的事項について概略等を記載してください。 <u>別に事業内容を詳しく説明した計画書等がある場合は添付してください。</u></p> <p>4 「開発対象区域の現況」欄</p> <p>(1) 「地況、林況」欄には、代表的な地況の概要及び針葉樹、広葉樹別に概略の樹種、林齢、面積(又は割合)等について記載してください。 なお、開発対象区域に保安林を含む場合は、地類区分に保安林を追加して山林とは別に記載してください。(保安林は許可対象森林には含みません。)</p> <p>(2) 「面積」欄</p> <p>ア 現況全体面積の積算方法の根拠を明らかにしてください。</p> <p>イ 農地については転用許可申請面積との関連、官有地については公共財産用途廃止申請面積との関連について確認できる資料を添付してください。</p> <p>ウ その他面積については、その内訳を確認できる資料を添付してください。</p>

申 請 の 要 点

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>〈添付書類〉</p> <p>1 開発事業区域内土地明細書            附属表Ⅰ（森林）            附属表Ⅱ（その他）            （筆数が多い場合）</p> <p>2 事業計画の基本方針            （詳細に補足するものがある場合）</p> <p>3 期別の計画概要            （計画が1年以上の長期にわたる場合）</p>		<p>5 「土地の利用計画」欄</p> <p>(1) 用途区分には、学校、産業廃棄物処分場、レジャー施設、工場又は事業場、住宅団地、造成森林等開発目的の主要造成用途を記入し、その区分毎に整理してください。</p> <p>    なお、「開発対象区域の現況」欄の山林の面積と「土地の利用計画」欄の山林の計面積(C)及び、「開発事業区域の現況」欄の合計面積と「土地の利用計画」欄の合計面積は一致します。</p> <p>(2) 「開発行為の面積」計((A)の合計)は申請書(様式第1号)の「開発行為に係る森林の土地の面積」と一致します。</p> <p>(3) 残置又は造成する森林の比率は基準(P7)を満たすよう計画してください。</p> <p>(4) 別荘地、住宅団地等の場合は、分譲に係る森林緑地の面積についても記入してください。</p> <p>(5) 洪水調節池の湛水区域は、開発行為の面積に含まれるので注意してください。</p> <p>(6) 森林率は計の欄に造成森林を加えた数字を記入し、その率を算出してください。</p> <p>    なお、宅地の場合、森林率には造成緑地の面積も含まれます。</p> <p>6 「開発事業の計画」欄</p> <p>    主要施設及び工種欄には次のような計画区分をして、主要な施設及び工種ごとにその名称、計画数量(〇〇ホール、〇〇基、〇〇カ所、〇〇戸、〇〇メートル、〇〇本等)及び工法等の概要を記載してください。</p> <p>    ① 開発事業目的の計画          ② 防災施設等の計画          ③ 代替施設の計画          ④ 一時利用の計画          ⑤ その他の計画</p> <p>    なお、道路の開設、改築だけの場合には延長、幅員、待避所、車廻しその他の主要工事の概要について記載してください。</p> <p>7 「その他の参考事項」欄</p> <p>    当該開発事業の計画にあたって特に留意した事項等について記載してください。</p>



記 載 例

(参考様式2-1)

開発事業区域内土地明細表

番号	所在場所				地目		筆毎の面積		土地所有者	
	市町村	大字	字	地番	登記	現況	登記	実測	住所	氏名
1	乙川	丙原	丁沢	2	山林	山林	1.2345	1.2345	○…………	○○ ○○
2	乙川	丙原	丁沢	3-1	山林	山林	0.1234	0.3210	○…………	○○ ○○
計			3字	12筆				9.3146		

左記以外の権利者			備 考
権利の種類	住所	氏名	
抵当権	△…………	◇◇ ◇	

- (注) 1 開発面積の詳細を別紙「付属表」にまとめること。  
 2 字毎に字計、表毎に小計を出し、最後に合計数字を記入すること。

申 請 の 要 点

参考様式2-1 開発事業区域内土地明細表

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>1 事業区域内の全ての土地に関する所在場所、 地目、面積、所有者、 施行の妨げとなる権利の種類、 施行の妨げとなる権利を有する者の住所氏名</p>		<p>1 この表で同意書を対比できるよう、番号一つに土地1筆を対応させ、事業区域内の全ての土地について記入してください。</p> <p>2 所在場所は地番まで、面積はヘクタール単位で小数第4位まで記入してください。</p> <p>3 字毎に字計、頁毎に小計を記入し、最後に合計数字を記入してください。 (○大字、○字、○筆、0.0000ha)</p> <p>4 所有権の他、開発行為の施行の妨げとなる権利がある場合には、権利の種類と権利者の住所、氏名も記入してください。</p>

記 載 例

(参考様式2-1-1)

付属表Ⅰ(森林)

土地明細表 番号	15年生以下の森林 (㎡)			15年生を超える森林 (㎡)			森林面積 計 (㎡)	造成森林 緑地面積 (㎡)	林 況			備 考
	開発面積	残置面積	小 計	開発面積	残置面積	小 計			人天別	樹 種	林 齢	
1	3,142	1,414	4,556	6,057	1,732	7,789	12,345	9,199	人工林 天然林	スギ コナラ	7 28	平成12年 度造林補助 事業実施
2				3,210		3,210	3,210	3,210	天然林	アカマツ	35	
~~~~~												
	3,142	1,414	4,556	39,447	35,791	75,238	79,794	16,583				

- (注)1 「開発事業区域内土地明細表」のうち現況森林部分についてのみまとめること。  
 2 15年生以下、15年生を超える森林の区分は、開発目的が「別荘地」「スキー場」「ゴルフ場」「宿泊施設・レジャー施設」「太陽光発電施設の造成」の場合のみ行い、他は15年生以下の欄に記入すること。  
 3 各面積は、1枚毎に小計を出し最後に合計を記入すること。  
 4 備考欄には、林業投資状況等を記入すること。

(参考様式2-1-2)

付属表Ⅱ(森林以外)

土地明細表 番号	面 積 区 分 (㎡)			造成森林面積 (㎡)	造成緑地面積 (㎡)	備 考
	開発面積	残置面積	計			
3	2,236		2,236	1,732	504	
7	8,620	1,013	9,633		457	
~~~~~						
計	11,596	1,756	13,352	1,791	1,770	

- (注)1 「開発事業区域内土地明細表」のうち森林以外部分についてのみまとめること。  
 2 各面積については、1枚毎に小計を出し最後に合計を記入すること。

**申 請 の 要 点**

参考様式2-1-1 付属表 I (森林)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>事業区域のうち森林について、筆毎に次の項目</p> <p>1 15年生以下の森林、15年生を超える森林別の面積</p> <p>2 開発に係る部分、残置する部分別の面積</p> <p>3 造成する森林又は緑地面積</p> <p>4 林況</p> <p>5 林業投資状況</p>		<p>1 土地明細表番号は、参考様式2-1「開発事業区域内土地明細表」番号欄の数字を記入してください。</p> <p>2 審査基準の残置森林率に用いる「残置森林」は15年生を超える森林を指すので、森林の筆毎に15年生以下とこれを超えるもの別の面積を記載し、さらに、それぞれの開発面積と残置面積を記載してください。</p> <p>3 造成森林緑地面積欄には森林の土地の形質を変更した後森林や緑地に造成する場合の面積を記入してください。</p> <p>4 備考欄には補助事業等林業に関する投資状況を記入してください。</p> <p>5 字毎、頁毎に小計を記入し、最後に合計を記入してください。</p>

参考様式2-1-2 付属表 II (森林以外)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>事業区域のうち森林以外の土地について、筆毎に次の項目</p> <p>1 開発に係る面積、残置面積、造成森林面積、造成緑地面積</p>		<p>1 土地明細表番号は、参考様式2-1「開発事業区域内土地明細表」番号欄の数字を記入してください。</p> <p>2 字毎、頁毎に小計を記入し、最後に合計を記入してください。</p>

記 載 例

(参考様式3)

残置森林等保全管理計画概要書

1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積					
区 分	森 林		緑 地		面 積 計
	市町村・大字・字・番地	面 積	市町村・大字・字・番地	面 積	
残置する	字丁沢1, 2, 3, 16, 17 字松ノ下11, 28	(ha) 15.8705	_____	(ha) —	(ha) 15.8705
造成する	字唐山30, 31 字松ノ下29, 7-1	(ha) 1.9668	_____	(ha) —	(ha) 1.9668
面 積 計	_____	(ha) 13.8373	_____	(ha)	(ha) 13.8373

2 権利の取得状況  
 ○年○月○日 当会社所有地として移転登記済  
 (ただし、農地については同意まで。所有権取得は農地転用許可後)  
 別紙同意書、売買契約書、登記事項証明書のとおり

3 造成計画  
 畑地跡(0.7813ha)については、スギを3000本/ヘクタール植栽する。  
 土取場(資材置場)跡、原野(1.1855ha)についてはアカマツを5000本/ヘクタール植栽する。  
 なお、一部ヤシャブシ等肥料木を混植する。

4 保全管理計画  
 (1) 地元との保全管理協定を締結するとともに、現地に当社の管理事務所を設置し、巡視員を配置する。  
 (2) 残置又は造成する森林について、除草、下刈り、病虫害防除等維持管理を実施する。

(注)1 「権利の取得状況」欄は、残置又は造成する森林(緑地)に関する具体的権利名を記載してください。

なお、既に権利を取得している場合にはそれを証する書類を添付してください。

また、権利を取得していない場合は権利取得の見通し等について記載してください。

1 「造成計画」欄には植栽樹種、本数、張芝等具体的な施行計画の概要について記載してください。

3 「保全管理計画」欄には、森林及び緑地の維持管理を図るための措置を記載してください。

なお、既に「地方公共団体等」と協定をしている場合にはその写しを添付してください。

申 請 の 要 点

参考様式3 残置森林等保全管理計画概要書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積</p> <p>2 権利の取得状況</p> <p>3 造成計画 (面積、植栽樹種本数等)</p> <p>4 保全管理計画</p>		<p>1 「残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積」欄 面積は、計画説明書(様式2)土地の利用計画欄で記載した面積と一致します。</p> <p>2 「権利の取得状況」欄 残置又は造成する森林(緑地)に関する具体的権利名を記載してください。 なお、既に所有権等権利を取得している場合は、それを証する書類を添付してください。 また、権利を取得していない場合は、権利取得の見通し等について記載してください。</p> <p>3 「造成計画」欄 植栽樹種、本数、張芝等具体的な施工計画の概要を記載してください。</p> <p>4 「保全管理計画」欄 管理計画について具体的に記載してください。 なお、既に関係地方公共団体等と維持管理に関する協定を締結している場合は、その写しを添付してください。また、未締結の場合にはその見通しについて記載してください。</p> <p>5 その他 分譲別荘地、住宅団地で分譲区画内に残置森林等がある場合には、その面積の内訳を明らかにするとともに、分譲後所有権が移転しても保全計画の趣旨が遵守されるよう措置し、その裏付資料を添付してください。 (市町村との建築協定の締結や分譲契約の約款等)</p>



申 請 の 要 点

参考様式3-1 残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>1 協定者の住所、氏名</p> <p>2 協定の対象となる土地の所在及び事業の名称</p> <p>3 協定の内容</p>		<p>1 残置森林等の永続的な維持管理のために必要となる次に掲げる事項を協定してください。</p> <p>(1) 管理責任</p> <p>(2) 当該森林(緑地)についての権利及びその譲渡、承継等にあたって維持管理に支障を生じさせないための措置</p> <p>(3) 森林(緑地)機能の維持増進を図るための措置</p> <p>(4) 立木の伐採及び植栽、保育等の施業の取扱い</p> <p>(5) その他必要な事項</p>



記 載 例

(参考様式4)

一 時 利 用 計 画 概 要 書

1 利用場所 甲山郡乙川村大字丙原字丁沢地内	2 利用目的 土取場、埋立地、工事資材置場								
3 利用面積(開発行為に係る) 全体面積 1.9668ha <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">森林に係る面積</td> <td style="padding: 0 10px;">1.1855ha</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td style="padding: 0 5px;">森林以外に係る面積</td> <td style="padding: 0 10px;">0.7813ha</td> </tr> </table>		{	森林に係る面積	1.1855ha	}	森林以外に係る面積	0.7813ha		
{	森林に係る面積	1.1855ha							
}	森林以外に係る面積	0.7813ha							
4 利用期間 着工後 16ヶ月      回復期間 利用完了後2ヶ月									
5 利用計画の概要 (1)開発行為の内容 切土(1ヶ所)35,000m <sup>3</sup> 湿田埋立(2ヶ所)8,300m <sup>3</sup> (2)利用方法 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td style="padding: 0 5px;">土取 35,000m<sup>3</sup>はクラブハウス進入路用盛土</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="3" style="padding: 0 10px;">1.1827ha</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;"></td> <td style="padding: 0 5px;">土取後は資材置場 現場仮小屋4棟を設置</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;"></td> <td style="padding: 0 5px;">埋立地は資材置場(2ヶ所)0.784ha</td> </tr> </table>		{	土取 35,000m <sup>3</sup> はクラブハウス進入路用盛土	}	1.1827ha		土取後は資材置場 現場仮小屋4棟を設置		埋立地は資材置場(2ヶ所)0.784ha
{	土取 35,000m <sup>3</sup> はクラブハウス進入路用盛土	}	1.1827ha						
	土取後は資材置場 現場仮小屋4棟を設置								
	埋立地は資材置場(2ヶ所)0.784ha								
6 利用後の原状回復方法 現場仮小屋は解体撤去する。 跡地は全面に厚さ50cmの客土を行い、スギをha当たり3,000本以上植栽する。									

- (注)
- 1 「利用面積」欄には、「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。
  - 2 「利用期間」欄には、「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。
  - 3 「利用計画の概要」欄は、「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて、土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。
  - 4 「利用後の原状回復方法」欄は、施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等具体的な方法の概要を記載してください。
  - 5 必要に応じ一時利用計画及び原状回復計画の図面(平面、断面、構造図等)を添付してください。

申 請 の 要 点

参考様式4 一時利用計画概要書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 利用場所 2 利用目的 3 利用面積 4 利用期間 5 利用の計画の概要 6 利用後の原状回復方法  〈添付書類〉 必要に応じ利用の計画図及び 回復計画図		1 「一時利用」とは、資材置場、進入路、迂回路、残土捨場等の一時的な利用行為をいいます。 2 「利用目的」欄 利用目的が複数ある場合は全て記載してください。 3 「利用面積」欄 「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。 4 「利用期間」欄 「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。 5 「利用計画の概要」欄 「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。 6 「利用後の原状回復方法」欄 施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等原状回復のための具体的な方法の概要を記載してください。 7 その他 必要に応じ一時利用計画及び原状回復計画の図面(平面、断面、構造図等)を添付していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式5)

資 金 計 画 書

下記の通り相違ありません。

○年 ○月 ○日

住所 福島市○○町○番地  
申請者 氏名 ○○株式会社  
代表取締役社長 ○○太郎

概    要	設立年月日	昭和元年1月1日	資本金	150,000千円
	法令による登録等	○○株式会社 ゴルフ場の建設及び経営		
	従業員数	78人(うち土木建築関係技術者15人)		
	前年度事業量	17,975,200千円	うちゴルフ場関係	2,767,500千円
	主たる取引銀行	甲井銀行、乙井銀行		
今回申請事業経費	事業収支計画書	収入の部	1 自己資金 580,000千円 2 融資金額 786,000千円	3 その他 借入金 200,000千円 <hr/> 計 1,566,000千円
		支出の部	1 用地費 150,000千円 2 土木費 1,054,000千円 3 防災費 上記内数(300,000千円) 4 附帯費 21,000千円	5 その他 アセス、その他 341,000千円 <hr/> 計 1,566,000千円



記 載 例

(参考様式9)

公共施設管理者の同意書

様

○年 ○月 ○日

住 所 甲川郡乙川村  
 公共施設管理者 氏 名 乙川村長 ○○○○

貴殿が(○○地区)で森林法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い設置されることに同意します。

記

公共施設名	所 在	措 置 条 件 等
1 村道○○線	乙川村大字丙原字山入	村職員立会いのもとに境界を明確にし村の指示に基づき公用廃止の所定の手続きをすること。 村営上水道からの受給水施設工事にあたっては、水源の拡充、本管の改良負担額等について別途協定によるものとする。
2 上水道施設	〃 字入沢	
	〃 字井出水	

申 請 の 要 点

参考様式9 公共施設管理者の同意書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 公共施設名 2 施設の所在場所 3 措置条件等		1 開発行為に係る工事によって開発区域内における既存の公共施設(道路、水路上水道、電気ガス等)の機能に支障が生ずることのないよう、あらかじめ、当該公共施設管理者の同意を得ることとしたものです。 2 必要に応じ確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式11)

公共施設管理予定者との協議書

○年 ○月 ○日

福島県知事様

住所 福島県○○町○○番地  
申請者 氏名 ○○株式会社  
代表取締役社長 ○○太郎

(○○地区)で行う森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

1 協議一覧表

協議事項	概要			公共施設管理予定者 (協議の相手方)
	幅員寸法	延長	面積	
道路施設	8m	1,253m	1,1984㎡	乙川村長 ○○○○
河川、水路施設	—	—	—	—
水道施設	φ100mm φ80mm	1,850m 2,100m	道路下埋設	
農業用排水施設	3m	85m	425m	乙沢土地改良組合 組合長 ○○○○
ため池				





申 請 の 要 点

参考様式11 公共施設管理予定者との協議書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 協議事項 2 協議概要 3 公共施設管理予定者名 4 協議経過		1 開発許可申請者が設置(建設)する公共施設について、完成後に国又は地方公共団体、及び団体等が管理者となる場合に、両者の合意内容を明らかにすることで、完了後も適正に管理されることを確認するためのものです。  2 必要に応じ確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式10)

用排水施設管理者の同意書

○年 ○月 ○日

○○株式会社  
取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

住 所 甲山郡乙川村大字丙原  
山中溜池管理組合  
氏 名 組合長 ○ ○ ○ ○

貴殿が(○○地区で)森林法に基づき、○○○○を目的とする開発行為を行うことによる用排水については、下記の措置条件に従い用排水することに同意します。

記

施設名	所 在	措 置 条 件
山 中 溜 池	甲山郡乙川村大字丙原字山中沢	1 溜池に土砂の流入等当該施設の機能を損なうことのないよう十分な防災対策を講ずること。  2 開発に伴い、又は開発に関連して当該施設に損害が生じた場合は、速やかに補償措置を講ずること。  3 当該施設の維持管理に支障の生じないよう措置すること。  4 開発区域内における、汚水又は雑排水が流入しないよう又は汚水処理施設を完備したうえで排水する等の措置を講ずること。

申 請 の 要 点

参考様式10 用排水施設管理者の同意書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 施設名 2 施設の所在 3 措置条件		1 開発区域内の雨水、汚水、雑排水等の処理をする場合や取水する場合などは、区域内外の既設水路等に種々影響を及ぼすので、あらかじめ、当該管理者の同意を得ることとしたものです。 2 措置条件に、別途協定等の締結がある場合は、その内容を示してください 3 必要に応じて確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式7)

水 利 用 実 態 整 理 表

水 の 確 保				
水源等の種類	水源等の所在及び管理者	利用実態	水の確保対策	貯水池、導水路改良等がある場合の施設の概要
ため池	乙川村 大字丙原 丙原ため池組合	周辺農家がかんがい用の水源として使用している。	区域内に、新たに貯水池を設置する。 なお、丙原ため池管理組合の同意を得ている。	貯水容量1,000トンを確保する。 (図面NO.15～18)

(一次放流先における水利用者との協議状況)

丙原川から農業用水として取水している、12名全員の同意を得ている。

水 質 悪 化 の 防 止

対策の必要性有無	有る場合の対策等
	水質悪化防止措置
有	放流する河川は、周辺農家のかんがい用の水源となっているので、沈砂池を設置し濁水の流入を防止する。(図面NO.21～24)

記 載 例

(参考様式12)

水 利 権 者 の 同 意 書

○年 ○月 ○日

○○株式会社

取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

水利権者 住所 乙川村大字丙原字丁沢12番地  
藤田川水利組合長  
氏名 乙 川 一 郎

水利権者 住所 乙川村大字丙原  
山中溜池管理組合長  
氏名 原 野 二 郎

水利権者 住所 乙川村大字丙原字丁沢12番地  
丙原地区区長  
氏名 甲 山 三 郎

貴殿が(○○地区で)森林法に基づき、○○○○を目的とする開発行為を行うことによる水利については、下記の措置条件により同意します。

記

施 設 名	所 在	措 置 条 件
藤田川 } 用水 山中溜池 }	乙川村大字丙原地区	開発区域から放流する場合の条件事項 1 雨水以外の排水については、環境基準に従った浄化措置を講ずること。 2 開発に伴う水害が発生しないように区域内で対策を講ずること。 3 下流農業用水の確保に支障が生じないように措置すること。 4 開発に伴う又は、関連した災害等が生じた場合は、速やかに補償措置を講ずること。 5 村を立会者として別途細部事項について協定すること。

## 申 請 の 要 点

### 参考様式7 水利用実態整理表

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 区域内に存する水源等 2 水の確保対策 3 水利権者との協議状況 4 水質悪化の防止対策 <添付書類> 水利用状況のわかる図面		1 開発区域内に存する水源(ため池、貯水池、河川等)の有無について記入してください。(無い場合「無」と記入) 2 水源が埋没してしまう場合等の、水の量的確保に関する対策を具体的に記入してください。 3 放流先の河川等における水利権者との協議状況を記入してください。 4 周辺における水利用実態からみて、土砂の流出による水質悪化を防止する必要がある場合には、その防止措置を記入してください。

### 参考様式12 水利権者の同意書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 施設名 2 所在 3 措置条件		1 水の確保は住民の生活及び産業活動に直結する問題であることから、あらかじめ、水利権者との間で十分協議調整が図られているかどうかを確認するためのものです。 2 開発区域内外の河川、水路、溜桝、及び周辺の農耕状況等について十分調査検討し、開発に伴う紛争が生じないように調整してください。 3 水利権の取得範囲は、1次放流点(他の流域と合流する地点)までとします。 4 水利権者が土地改良区又は水利組合以外の場合には、個人毎の同意を取得してください。 5 許可水利権の他、慣行水利権者についても同意を取得してください。 6 水利権の内容(発電、農業、漁業用等の利用目的)及びその区域範囲について確認できる資料を整理してください。 7 必要に応じて確認の図面を作成していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式13)

## 環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定する。

協定年月日    ○年   ○月   ○日

住 所    甲 戸 市 乙 崎 町 15 番  
 開発行為者    甲 木 産 業 株 式 有 限 公 司  
 (甲)    氏 名    取 締 役 社 長    甲 木 五 郎

住 所    乙 岡 市 丁 戸 町 19 番 地  
 市町村長    乙 岡 市 長    乙 崎 太 郎  
 (乙)    氏 名

開 発 行 為 の 場 所	乙 岡 市 丙 沢 字 甲 水 43 番 地
開 発 行 為 の 目 的 、 名 称	食 品 工 場 造 成
協 定 事 項	協 定 内 容
1 施設の新増設等	甲は公害発生のおそれがある生産施設及び公害防止施設を増設又は変更使用とするときは、あらかじめ乙にこれらの施設の種類、構造、使用の方法等並びに公害防止計画を提出し、甲乙協議の上環境保全に万全を期するものとする。
2 具体的対策	この事業活動に伴う環境保全対策は次のとおりとする。 1 大気汚染防止対策 2 水質汚濁防止対策 3 騒音防止対策
3 産業廃棄物の処理対策	
4 公害防止施設の管理	
5 事故時の措置	
6 損害賠償	
7 報告及び立入調査	
8 承継	
9 その他	

申 請 の 要 点

参考様式13 環境の保全に関する協定書

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 協議事項		1 地域住民の生活及び産業活動に配慮されていることを確認するためのものです。
2 協定内容		2 開発対象地の市町村の土地利用計画、指導方針を確認して、協定が必要な場合に締結してください。



記 載 例

(参考様式8)

開 発 行 為 同 意 書

○年 ○月 ○日

○○株式会社  
取締役社長 ○ ○ ○ ○ 様

貴殿が(○○地区)で森林法に基づき、○○○○を目的とする開発行為を行うことについて異議なく、その施行について同意します。

土地の権利関係者

所在及び番地	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	共有関係
乙川村大字丙原 字丙滝25-1	山林	2,059m <sup>2</sup>	所有権	○,○,○	甲沢市乙水字丙南 15-1 ○○花子	印	個人

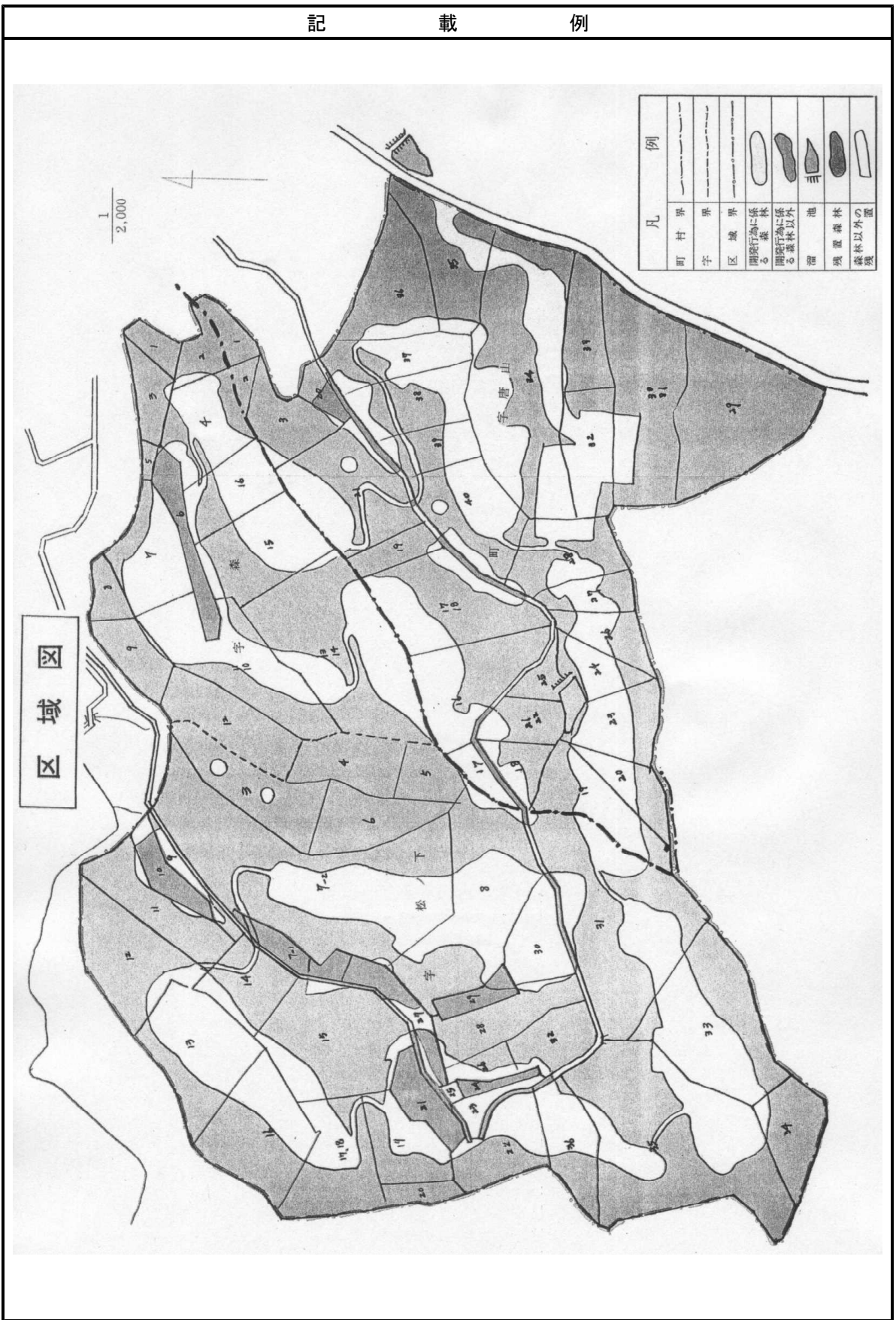
※ 印鑑証明書を添付してください。

(注)「権利の種別欄」には所有権、地上権、抵当権、賃貸借権等権利の種別を記入すること。

**申 請 の 要 点**

参考様式8 開発行為同意書

明示する事項	図面の縮尺	作成上の留意事項
1 同意者名 2 同意する土地の 所在場所 3 地目 4 地積 5 土地に関する権利 6 同意年月日  〈添付書類〉 1 開発区域内土地 明細書及び附属表 (参考様式2-1) (参考様式2-1-1) (参考様式2-1-2)  2 土地登記事項証 明書 (申請日からおおむ ね3カ月以内のもの)  3 印鑑証明 (開発行為に係る森 林のみ)  4 公図写し  5 その他		1 申請者が私法上の開発行為者となりうるか(事業の確実性)を確認するためのものです。 2 当該開発事業区域内における開発行為の妨げとなる権利を有する者全員の同意書を提出してください。 なお、土地登記事項証明書(申請日前3ヶ月以内のもの)、印鑑証明書(同意年月日から3ヶ月以内のもの)及び、登記所備え付けの公図写し(開発対象区域を朱線で囲み表示したものを添付してください。 また、未登記ではあるが売買契約等により既に所有権等を有している場合には、売買契約書写等それを証明する書類を添付してください。 3 「施行の妨げとなる権利者」とは、開発事業区域の土地に関して、所有権、地上権、永小作権、地役権、入会権、先取特権、質権、抵当権、賃借権を有する者のうち対抗要件を具備している者及び土地が保全処分の対象となっている場合にはその保全処分をした者をいいます。 4 財産区の同意については、地方自治法第296条の5第2項の規定により予め知事に協議しその同意を得なければなりません。 また、市町村条例に基づく手続き(財産区管理会の同意書等)も併せて行ってください。 5 財産区以外の共有地等の同意については、共有者全員の同意が必要となります。(原則として共有地管理組合等の同意では無効) 6 相続 (1) 土地登記事項証明書に記載されている権利者が既に死亡している場合には相続登記を完了させるか、相続人全員の同意が必要となります。なお、この場合家系図及び戸籍謄本等相続関係が明らかとなる書類を添付してください。 (2) 生前贈与等を受けた特別受益者にも相続分が存在する場合もあるので注意願います。 (3) 相続人が未成年の場合には本人直筆の同意書と法定代理人(親権者等)の同意書が必要となります。 7 不在者については財産管理者からの同意が必要となります。 なお、管理者が同意をするにあたっては、家庭裁判所の許可が必要な場合があります。(参考:民法第25条～第32条) 8 <u>申請後、許可までに同意書の内容(土地所有者の異動、新たな権利の発生等)に異動があった場合には、新たに提出してください。</u>



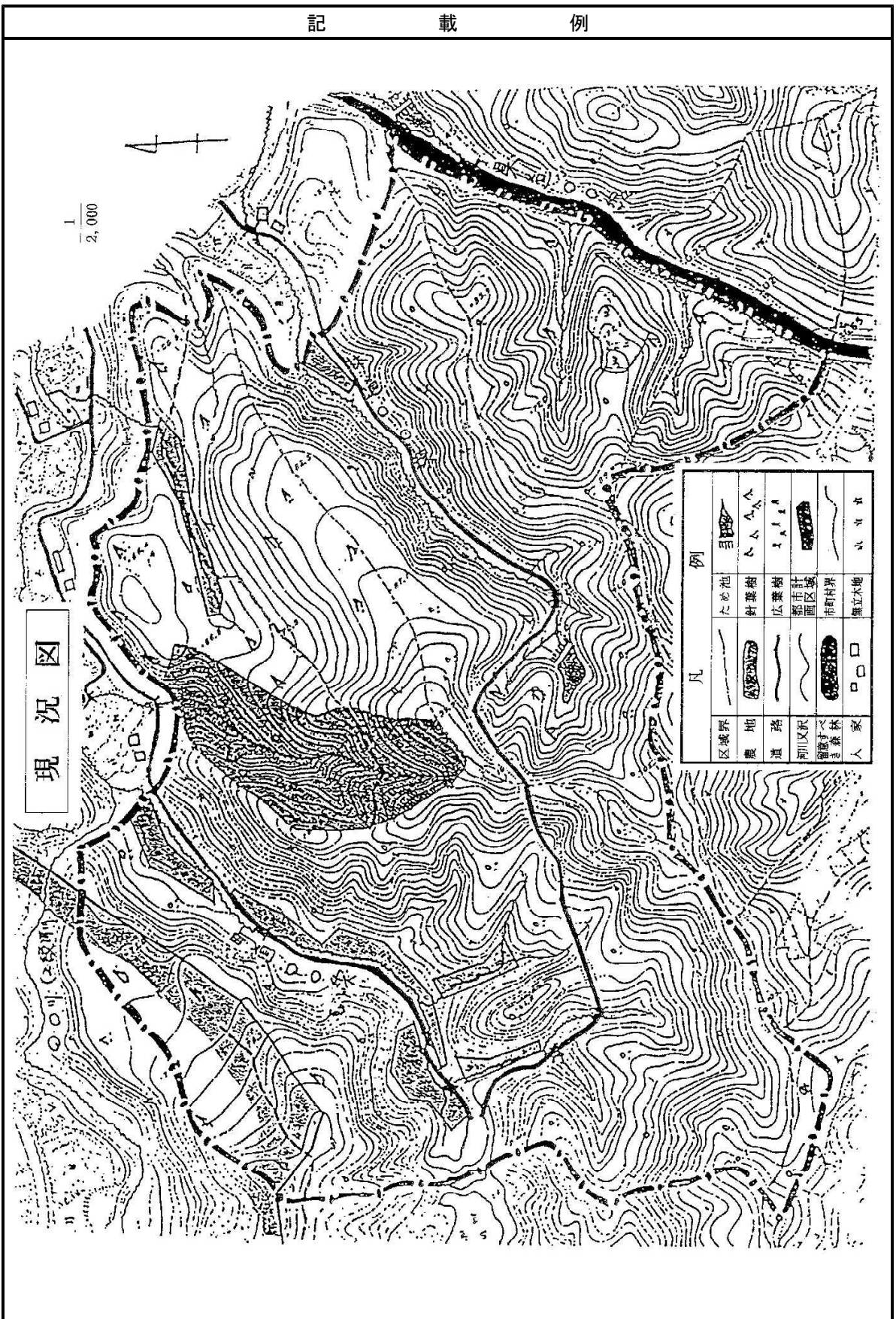
申 請 の 要 点

位置図（記載例省略）

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 開発対象区域の位置 3 道路のみの開発については線形を表示。	1/50,000 以上	1 等高線の入った地形図を用いてください。 2 [開発対象区域]は農地、宅地等を含む全体の対象区域です。 3 線形を記入する場合、開発する起点及び終点の位置を明確に示してください。 4 開発対象周辺区域の道路網、河川、溜池、学校等公共物及び人家、農耕地等を表示してください。

区域図

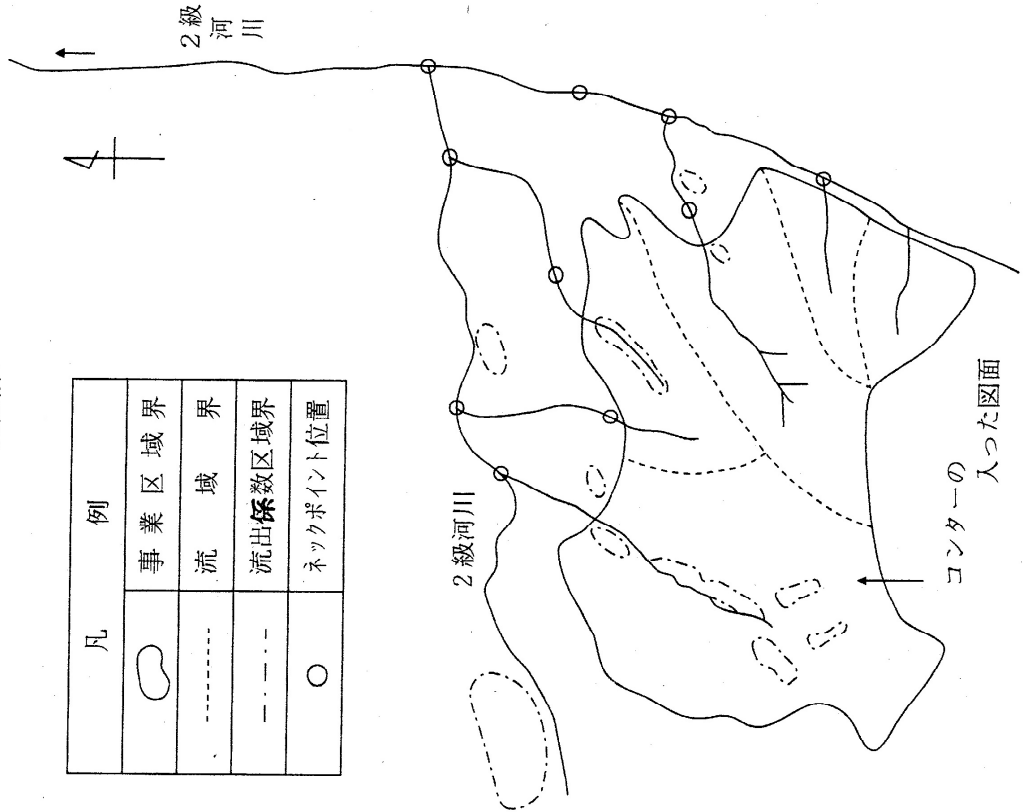
明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 開発対象区域の位置 3 開発しようとする森林の区域の位置 4 開発行為に係る森林の区域の位置 5 県、市(郡)町村、大字、字の境界 6 地番界及び地番	1/5,000 以上	1 森林区域のうち「開発する区域」と「残置する区域」を明示してください。森林以外の区域についても同様に「開発する区域」と「残置する区域」を明示してください。 2 都市計画区域を含む場合その区域界を示してください。 3 「開発しようとする森林」とは「残置する森林」及び「開発行為に係る森林」(実際に土地の形質を変更する森林区域)の区域をいいます。 「残置する森林の区域」は、薄グリーン色でふち取りし、内側をぼかしてください。 さらに、残置森林率を算出する必要がある事業の場合は、残置森林を16年生以上の森林(薄緑)と15年生以下(濃緑)に分けて表示してください。 4 「開発行為に係る森林の区域」は薄黄色でふち取りし、内側をぼかしてください。 5 行政区域界は、当該開発対象区域表示に必要な範囲とします。 6 地番界及び地番は「開発しようとする森林の区域」のみについて記載してください。 7 地番はアラビア文字で記入してください。 8 官有地(道水路、溜池等)の位置及び当該土地に係る開発行為の区域を明示してください。



流域現況図

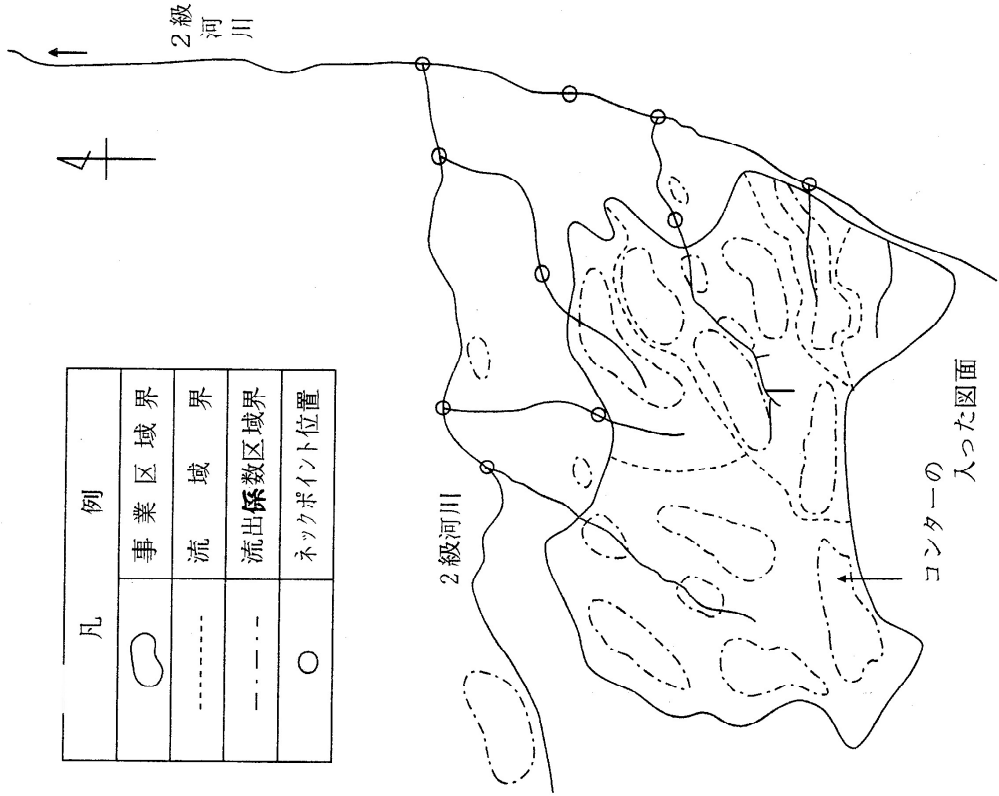
<開発前>

凡	例
	事業区域界
○	流域界
○	流出係数区域界
○	ネックポイント位置



<開発後>

凡	例
	事業区域界
○	流域界
○	流出係数区域界
○	ネックポイント位置



申 請 の 要 点

現況図

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 開発対象区域界 3 区域内の ①地形 ②河川、沢、湖沼(溜池) 湿地、崩壊地等自然地物 ③道路、橋、えん堤 ④山林、農地、宅地等の地 類区分 4 区域周辺部の人家又は公 共施設等	1/5,000 以上	1 地形の標高差が明確に判断できる等高線を入れて示して下さい。 2 河川、湖沼(溜池)、道路公共建物等についてわかる範囲で、名称又は俗称等を記載して下さい。 3 林況は針葉樹と広葉樹に分けて示して下さい。 4 「周辺」の区域とは、開発により直接影響(防災、水資源確保、環境保全等)を及ぼす区域です。 5 地類区分はできるだけ薄い色を用い色別して下さい。 6 その他法令等の規制に係る区域又は開発上、手続きを必要とする区域についてその位置、範囲を表示して下さい。

流域現況図

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 方位 2 流域界 3 区域内の土地利用区分別 面積と適用流出係数 4 河川の位置 5 開発区域の位置と開発計 画面積。 6 ネックポイント (開発により一番影響を受け る地点)  <添付書類> 1 河川管理者との協議を必 要とする場合(例：都市計 画区域を含まない場合で流 量増対策を必要とする場合) はその協議経過書 2 ネックポイント各断面 3 「水害の防止関係計算結 果」	1/50,000 以上	1 地形、土地利用区分が明確に判断できる等高線の入った地図を使用して作成してください。 2 流域現況図は、開発前と開発後に分けて作成してください。 3 流量増対策施設を設置する必要が生じた場合で、河川管理者と協議する必要がある場合は、ネックポイントの選定について、河川管理者の確認を受けてください。 4 必要に応じて、ネックポイントの断面を示していただくことがあります。

記 載 例

(参考様式6)

水害防止施設の必要性

区分		開発による流量の増加量									
地点 No.	流域 面積	流出係数別面積					平均 流出係数	到達時間			施設の対応 雨量強度 N
		0.70	0.	0.	0.90			流入	流出	計	
1	19.50	開発前	19.50				0.7000	10		10	136.51
		開発後	11.33			8.17	0.7838	10		10	
2	63.14	開発前	63.14				0.7000	10	3	13	124.87
		開発後	59.47			8.17	0.7758	10	3	13	
3	130.33	開発前	133.33				0.7000	10	11	21	103.71
		開発後	122.16			8.17	0.7125	10	11	21	
4	334.20	開発前	334.20				0.7000	10	16	26	94.60
		開発後	326.03			8.17	0.7049	10	16	26	
		開発前									
		開発後									

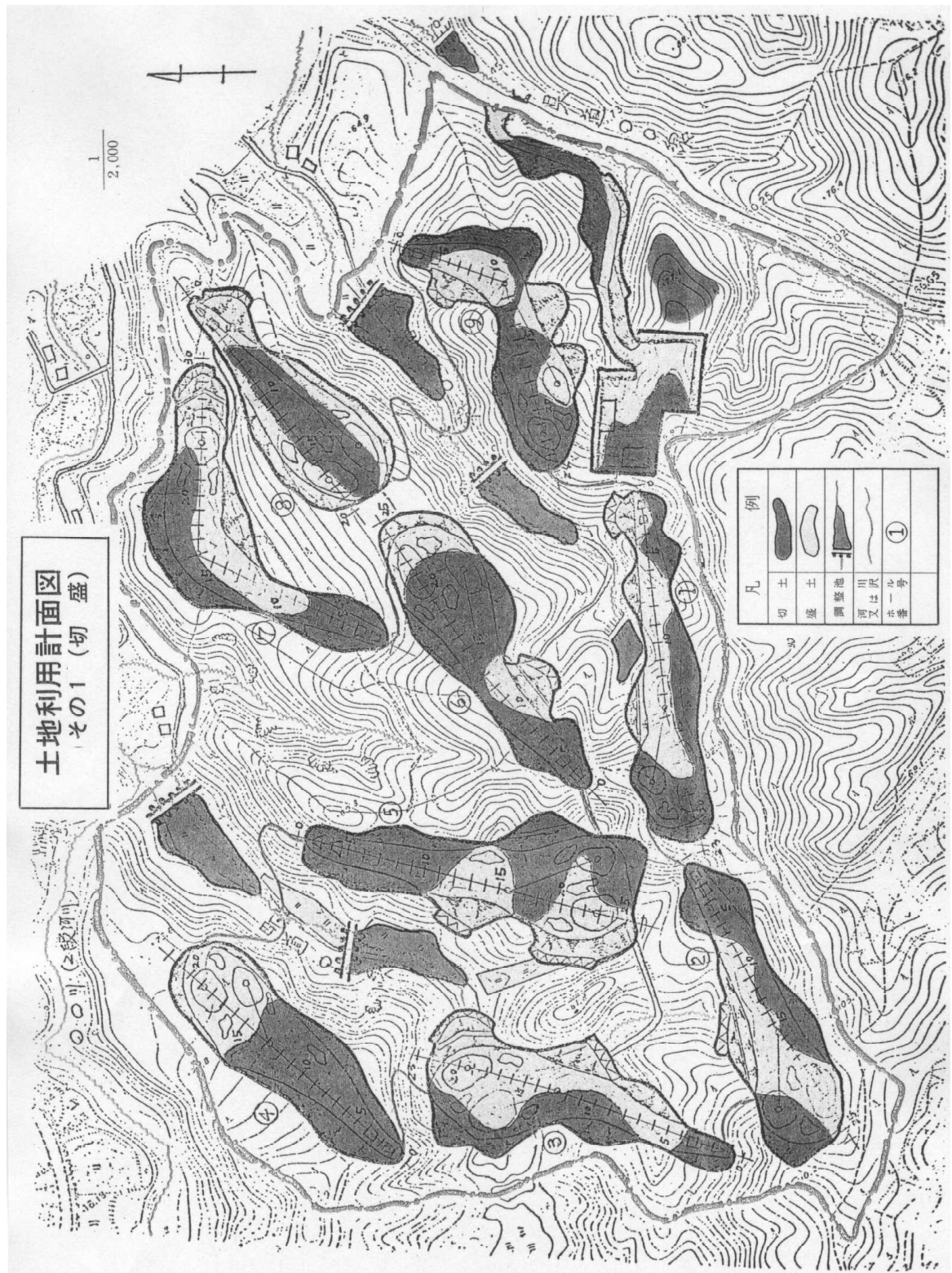
検討表

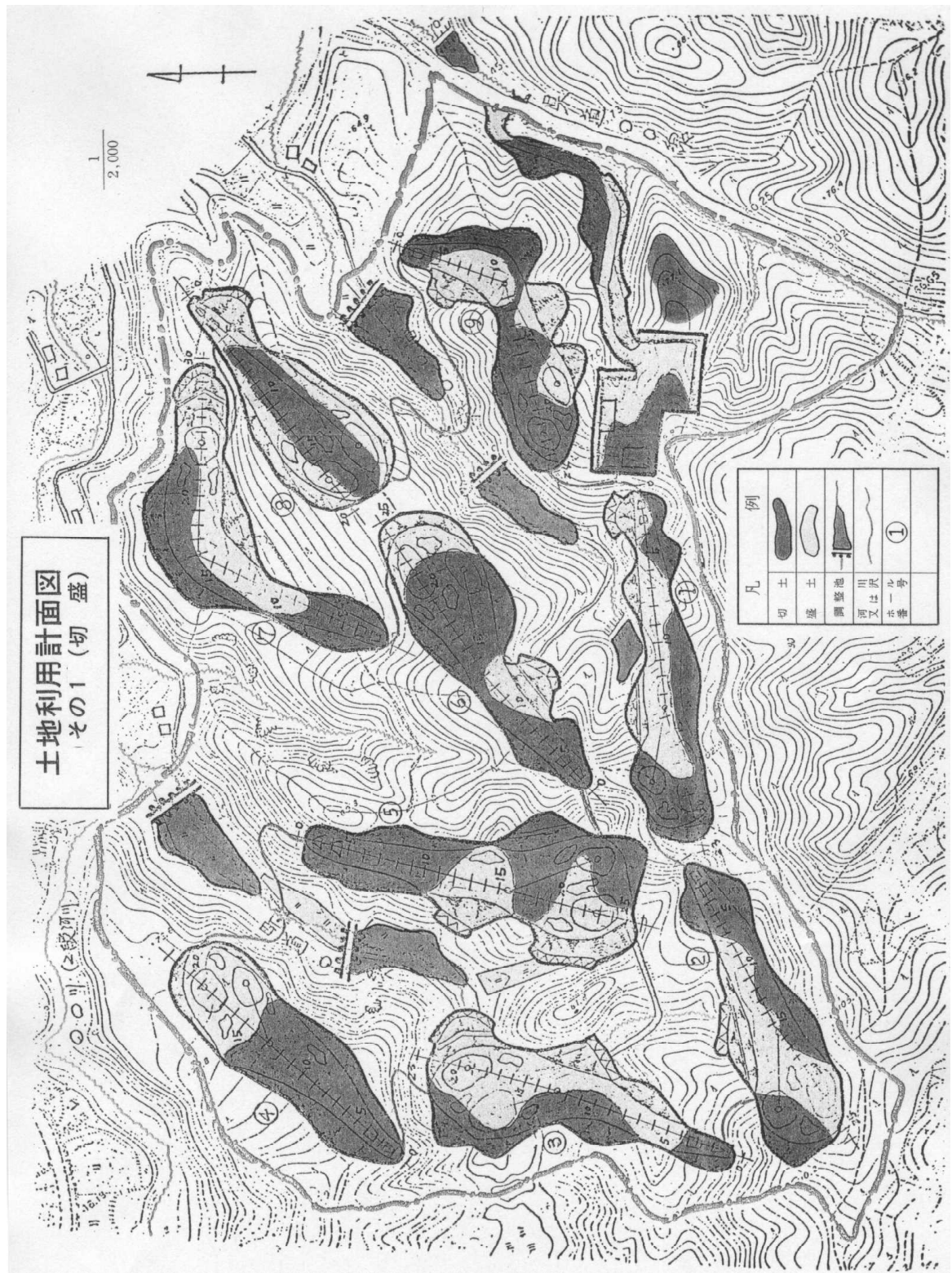
		開発箇所名		深山字麓山		沢、河川等名		深山川支流	
		施設ネックポイントの流下能力					水害防止施設 流下断面改修 の必要性検討 D≥A 不要 D<A 要	施設 管理者名	備 考  (1%の流量増 解消地点)
1/Nのピー ク流量	開発による 流量の増加量 % (1%?)	施設の粗 度係数 径 深	勾配	流速 B 断面積 C	対応する施設 の流下可能量 B×C=D				
5.176 A 5.796	11.98	0.013 0.183	1 33.71	4.263 0.242	1.034	要	〇〇町		
15.331 A 16.990	10.82	0.013 0.436	1 30.00	8.078 1.538	12.420	要	〇〇町		
26.282 A 26.751	1.78	0.013 0.574	1 46.67	7.777 2.552	19.847	要	〇〇町		
61.474 A 61.905	0.70	0.020 0.539	1 26.84	6.392 2.121	13.557	要	〇〇町	流量増解消地点 A流域ネック地点 比流量0.04m <sup>3</sup> /s/ha	
A									

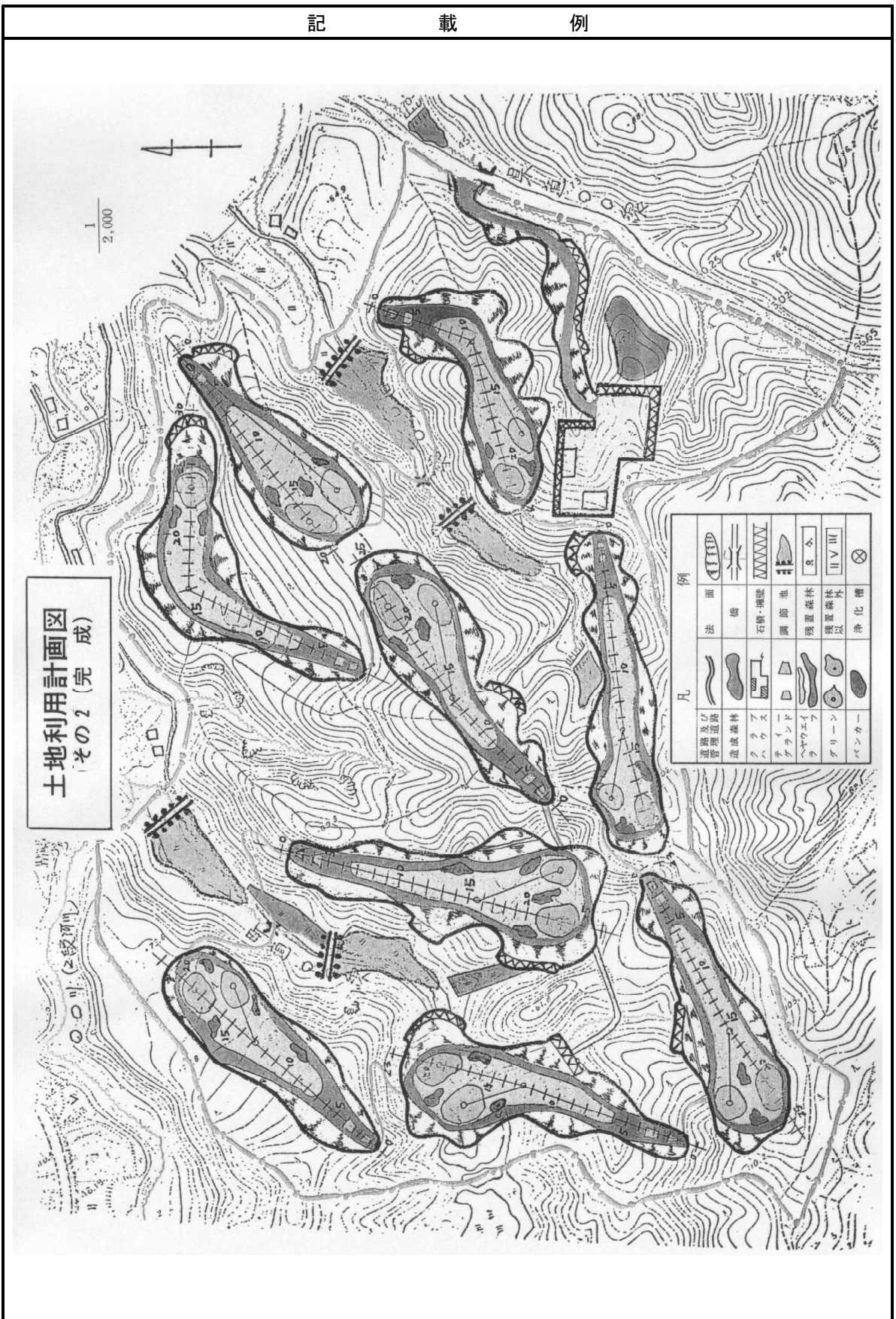
注) 1 調査は、1%の流量増が解消される地点まで実施してください。  
2 上記表の算出根拠資料を添付してください。

※ 記載にあたっては、P36「第3 水害の防止に関する設計上の留意事項」をご覧ください。









土地利用計画図  
その2 (完成)

申 請 の 要 点

利用計画図

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 開発対象区域界 2 切土、盛土、捨土、法面等の施工位置 3 排水、擁壁、道路、建物等の造成施設物の位置 4 残置又は造成する森林及び緑地の位置 5 進入路の取付道路名、その他土地利用の計画位置	1/5,000 以上	1 切盛図と完成図に分けて作成してください。 2 等高線を入れた図面を使用してください。 3 切土、土取(薄茶)、盛土、捨土(薄青)をふち取りし、内側をぼかして着色してください。 4 残置又は造成する森林及び緑地はそれぞれ色別して縁取りし、内側をぼかしてください。 5 利用計画図の施工位置は、断面図防災設計図等と照合できるよう、番号を付する等してください。

法面の断面図 (記載例省略)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
(横断面図及び縦断面図) 1 切土、盛土、捨土等により生じる法面の形状寸法(法面の高さ、勾配、土質等) 2 施工前の地盤及び土質 3 法面保護の方法 4 切土、盛土、捨土の工法及び土量計算		1 切盛計算は原則として横断面法とし測点間隔は20m毎にとってください。また、2のような場合は20m以内でもとってください。 2 断面図は高低の著しい箇所及び量の多い箇所等について作成してください。 3 土工定規図は切盛工事の基本的な工法を示すものであるから形状、規格寸法、法面保護の方法を明確に図示してください。 4 切盛等の工法及び土量の計算については別紙として作成しても差しつかえありません。 5 断面位置については利用計画図と照合できるように、番号を付す等して作成してください。 6 運土計画がわかる図面を作成してください。大土工事(法高15m以上となる箇所及び周辺地形上等から特に災害要因を含む土地の切土、盛土施工地等)については法面安定計算書を作成してください。

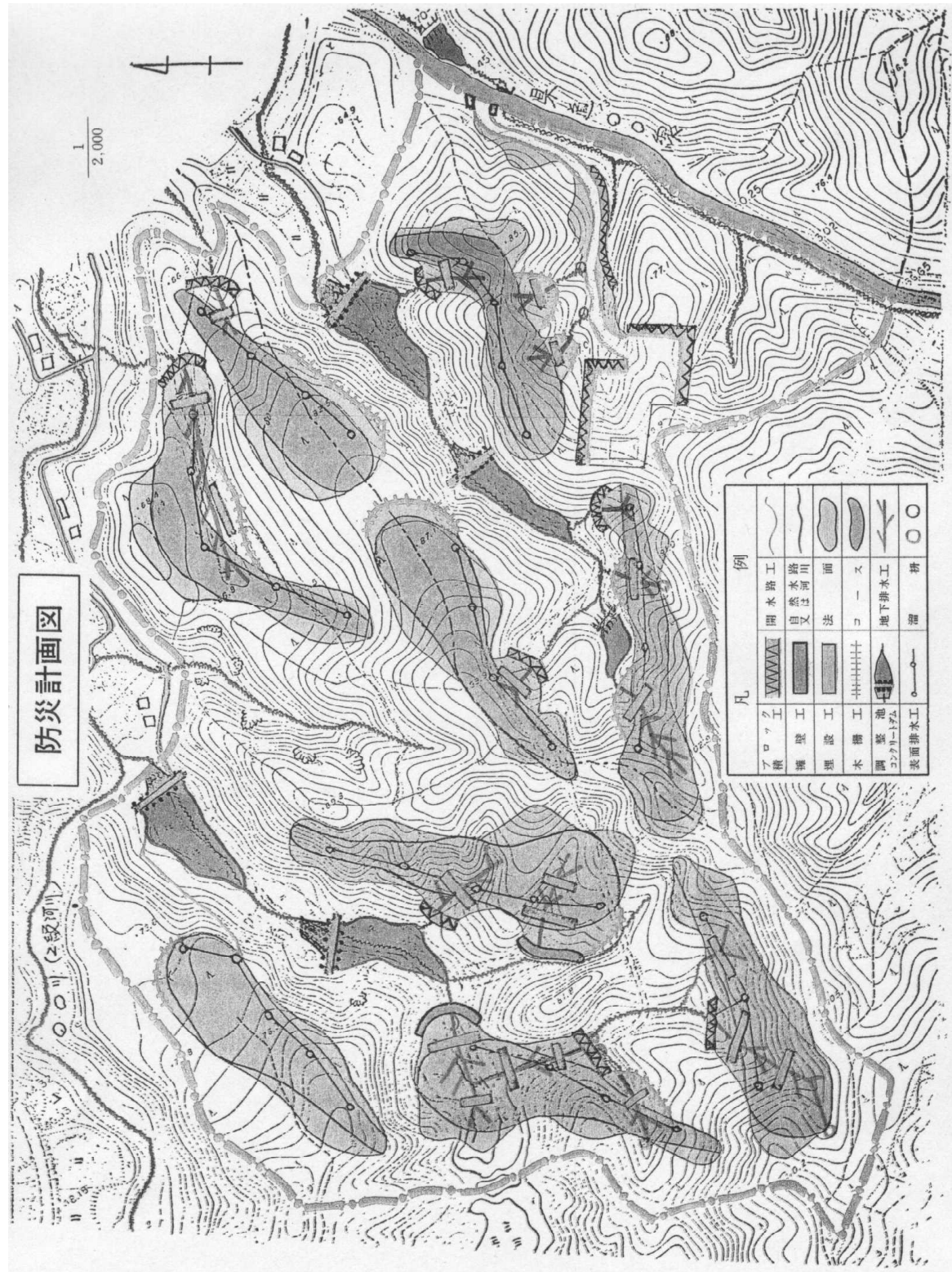
申 請 の 要 点

利用計画図

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 開発対象区域界 2 切土、盛土、捨土、法面等の施工位置 3 排水、擁壁、道路、建物等の造成施設物の位置 4 残置又は造成する森林及び緑地の位置 5 進入路の取付道路名、その他土地利用の計画位置	1/5,000 以上	1 切盛図と完成図に分けて作成してください。 2 等高線を入れた図面を使用してください。 3 切土、土取(薄茶)、盛土、捨土(薄青)をふち取りし、内側をぼかして着色してください。 4 残置又は造成する森林及び緑地はそれぞれ色別して縁取りし、内側をぼかしてください。 5 利用計画図の施工位置は、断面図防災設計図等と照合できるよう、番号を付する等してください。

法面の断面図 (記載例省略)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
(横断面図及び縦断面図) 1 切土、盛土、捨土等により生じる法面の形状寸法(法面の高さ、勾配、土質等) 2 施工前の地盤及び土質 3 法面保護の方法 4 切土、盛土、捨土の工法及び土量計算		1 切盛計算は原則として横断面法とし測点間隔は20m毎にとってください。また、2のような場合は20m以内でもとってください。 2 断面図は高低の著しい箇所及び量の多い箇所等について作成してください。 3 土工定規図は切盛工事の基本的な工法を示すものであるから形状、規格寸法、法面保護の方法を明確に図示してください。 4 切盛等の工法及び土量の計算については別紙として作成しても差しつかえありません。 5 断面位置については利用計画図と照合できるように、番号を付す等して作成してください。 6 運土計画がわかる図面を作成してください。大土工事(法高15m以上となる箇所及び周辺地形上等から特に災害要因を含む土地の切土、盛土施工地等)については法面安定計算書を作成してください。



**申 請 の 要 点**

防災施設等の設計図（防災施設等の構造図については記載例省略）

明示する事項	図面の縮尺	作成上の留意事項
<p>1 防災等施設の構造図(平面、断面正面図等)</p> <p>2 規格寸法、勾配各部の名称</p> <p>3 構造物設置箇所にかかる前後の地盤面及び土質</p> <p>4 湛水及び堆砂にかかる区域の範囲</p> <p>5 放流される既設の水路、河川、池等の概略構造図</p>	<p>構造図原則</p> <p>1/100 ～1/500</p>	<p>1 防災計画平面図(水路系統図を含む)</p> <p>現況図、利用計画図と照合し、河川、沢、沼などの自然地物や、保全対象に対する配慮並びに切土盛土施工計画に対応する防災上の平面的位置付けを適切に計画してください。</p> <p>(1) 排水、導水路、調節池等の計画については、集水区域、水路系統を示し、流末は安全な位置(水路、河川等)まで導水処理がなされる様に計画してください。</p> <p>(2) 地下水の排水については、沢の盛土箇所、湧水のある箇所、湿地等に暗渠を敷設計画してください。</p> <p>(3) 溜樹については、集水の必要な位置に適切に設置する計画としてください。</p> <p>(4) 擁壁工等については、土砂崩壊、流出防止上適切な位置に設置計画してください。また、必要に応じ擁壁一覧表を提出してください。</p> <p>(5) 工事中の土砂流出対策として特に沢、盛土部のコンクリート埋設工、砂防ダムその他仮設工作物(木柵、編柵、蛇籠等)の設置計画を示してください。</p> <p>2 構造図(断面図、正面図等)</p> <p>(1) どの地点の構造物であるか、防災計画平面図と照合できる番号等で整理してください。</p> <p>(2) 擁壁等構造物については、特に、基礎構造、地山への根入れ深さ、土質等がわかる様に表示してください。 なお、鉄筋コンクリート構造については配筋図を作成してください。</p> <p>(3) 水路構造物については、その目的に適応した規格、構造であるものを計画してください。</p> <p>(4) 水路勾配が急すぎて、水路表面の磨耗や先掘が生じないように水路勾配を調節してください。</p> <p>(5) 暗渠排水については、維持管理に必要なマンホール等の設置を計画してください。</p> <p>(6) 盛土と残流域の地山には溜水が生じないように集水樹等により適切に排水されるよう計画してください。</p> <p>(7) 暗渠等の有孔管については、フィルターを巻いた構造で設計してください。</p> <p>(8) 規格製品を使用する場合は、その名称、標準図等を提示してください。</p> <p>(9) 貯水、貯砂にかかる施設に関しては、その容量を算出した根拠を提示してください。</p> <p>(10) 調節池等の余水吐は、原則として開渠として地山に設置してください。</p>

**申 請 の 要 点**

設計根拠資料 (記載例省略)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 構造決定にかかる計算基礎 2 安定計算基礎資料 3 流量の計算基礎 4 その他、設計上の根拠となる資料		1 壁体構造物については、必要に応じて破壊、滑動、転倒、沈下等に対する安定計算を行ってください。 2 原則として直高15m以上になる切土、盛土法面については、すべり面に対する安定計算内容を添付して提出してください。 (特に計画区域外に面する部分。) 3 排水施設については、集水区域の区分、設計降雨強度、流出量、流量断面等の設計内容等を示してください。 4 調節池等については、ダム体の安定性及び貯水、貯砂容量、オリフィス、余水吐能力並びに下流河川水路等の流下能力について計算してください。 5 調節池等の設置箇所に既設の農業用利水ため池等があった場合、その対象内容を確認してその容量を盛り込んでください。 6 土砂の流出量については、施工中、施工後に分けた量についてその根拠を示してください。 7 JISの規格品、又は学会等の標準タイプによる設計については、必要に応じ設計基礎資料の提出を求めるともあります。 8 擁壁、防災ダムについては必要に応じ一覧表にとりまとめ、土地利用計画図等と照合できるように、番号等で整理してください。 9 重要工作物の設置箇所については、基礎地盤調査を行い、その安全性を示してください。

建築物等の概要図 (記載例省略)

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 外観上の形状、規格寸法等概要		1 周囲環境及び景観上の問題点をチェックする判断資料として用います。 2 住宅用地等の場合は、その代表的なものについて作成してください。 3 建築位置については、土地利用計画図で照合できるようにしてください。 4 景観条例等で規制がある場合は、それを遵守した計画にしてください。



〇〇〇〇カントリークラブ建設工事工程表

主要工種	工 期 工 事 別	着 工 後 1 年 6 月 間												備 考							
		1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月		13か月	14か月	15か月	16か月	17か月	18か月	
(準備工)	供 開 工																				
	資材運搬道路等仮設工																				
(防災工)	重要工作物か所の細部測量																				
	調整池ダム工 (I～VI号 (4か所))																				
排 水 工	地下排水施設																				
	表面排水施設																				
土 留 工	法留、埋設コンクリート構(〇〇か所)																				
	(造成工)																				
道 路 工	進入道路																				
	舗装																				
コ ー ス 造 成 工	No.1～No.9ホール																				
	緑 化 工																				
汚 水 等 処 理 工	浄化槽、配管一式																				
	クラブハウス建設																				
附 帯 施 設 工	駐 車 場																				
	給 水 施 設																				
(環境整備)	花 木、樹 等 植 栽																				
	踏 片 付 工																				

申請の要点

盛土工工程図例

順序	施行	施工図
I	伐開 掃除 段切	
II	排水施設 管暗渠(有孔管)伏設 フィルター材巻立 集水柵の設置 流末の処理施設	
III	土留擁壁工 法留コンクリート擁壁設置 埋設コンクリート擁壁設置	
IV	盛土工の開始 集水縦柵の設置 土えん堤の設置① 第1、2回の盛土	
V	埋設コンクリート 擁壁増設 集水縦柵の設置 第3、4回の盛土 土羽及び法面緑化	
VI	集水縦柵の設置 第5回最終盛土 法面排水工の設置 及び緑化	
VII	完 成	

申 請 の 要 点

開発行為の工事工程

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
<p>1 主要工種毎の具体的な実施工程</p>		<p>1 施工期間が1年以上の長期にわたる場合には年毎に具体的に作成して下さい。</p> <p>2 年毎の実施場所が明らかに区別されような場合は、利用計画で位置がわかるようにして下さい。</p> <p>3 <u>計画は、防災工を先行実施し、安全措置が講じられた後に切土盛土等造成工事の実施が図られるようにして下さい。</u></p> <p>4 運土計画と工程の整合がとれる様に計画して下さい。</p> <p>5 特に沢の盛土等については、その実施工程を詳細に明らかにして、施工中の防災が万全に図られるように表示して下さい。</p>

申 請 の 要 点

開発行為の工事工程

明 示 す る 事 項	図面の縮尺	作 成 上 の 留 意 事 項
1 主要工種毎の具体的な実 施工程		1 施工期間が1年以上の長期にわたる場合には年毎に具体的に作成して下さい。 2 年毎の実施場所が明らかに区別されような場合は、利用計画で位置がわかるようにして下さい。 3 <u>計画は、防災工を先行実施し、安全措置が講じられた後に切土盛土等造成工事の実施が図られるようにして下さい。</u> 4 運土計画と工程の整合がとれる様に計画して下さい。 5 特に沢の盛土等については、その実施工程を詳細に明らかにして、施工中の防災が万全に図られるように表示して下さい。

## 8 申請書様式

- 様式1 林地開発許可申請書
- 様式2 計画説明書
- 参考様式2-1 開発事業区域内土地明細表
- 参考様式2-1-1 付属表Ⅰ(森林)
- 参考様式2-1-2 付属表Ⅱ(森林以外)
- 参考様式3 残置森林等保全管理計画概要書
- 参考様式3-1 残置又は造成する森林(緑地)の維持管理に関する協定書
- 参考様式4 一時利用計画概要書
- 参考様式5 資金計画書
- 参考様式6 水害防止施設の必要性検討表
- 参考様式7 水利用実態整理表
- 参考様式8 開発行為同意書
- 参考様式9 公共施設管理者の同意書
- 参考様式10 用排水施設管理者の同意書
- 参考様式11 公共施設管理予定者との協議書
- 参考様式12 水利権者の同意書
- 参考様式13 環境保全に関する協定書

(様式1)

## 林地開発許可申請書

年 月 日

福 島 県 知 事

住 所

申請者氏名

(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名)

電話番号

( )

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予定年月日	
開発行為の 完了予定年月日	
備 考	

- (注)
- 1 面積は、実測としヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
  - 2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。

(様式2)

## 計 画 説 明 書

住 所 設 計 者 氏 名		住 所 申 請 者 氏 名					
開発対象区域の場所							
計 画 の 方 針	目的及び施設の名称						
	基 本 方 針						
開 発 対 象 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官有地	その他	計
	面 積 (ha)						
	比 率 (%)						100%
	地 況 ・ 林 況						
土 地 の 利 用 計 画	地類別区分	山 林			その他	合 計	
	用途区分	開発行為 の面積 (A)	残 置 す る		計	(農地・宅地等)	
		面積 (B)	比率 (%)	A+B=C	(D)	(C)+(D)	
開 発 事 業 の 計 画	主要施設及び工種						
その他参考事項							

(参考様式 2 - 1)

開発事業区域内土地明細表

番号	所在場所				地目		筆毎の面積		土地所有者		左記以外の権利者			備考
	市町村	大字	字	地番	登記	現況	登記	実測	住所	氏名	権利の種類	住所	氏名	

(注) 1 開発面積の詳細を別紙「付属表」にまとめること。  
 2 字毎に字計、表毎に小計を出し、最後に合計数字を記入すること。







(参考様式3)

## 残置森林等保全管理計画概要書

1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積					
区 分	森 林		緑 地		面 積 計
	市町村・大字・字・番地	面 積	市町村・大字・字・番地	面 積	
残置する		(ha)		(ha)	(ha)
造成する		(ha)		(ha)	(ha)
面 積 計	_____	(ha)	_____	(ha)	(ha)
2 権利の取得状況					
3 造成計画					
4 保全管理計画					

- (注) 1 「権利の取得状況」欄は、残置又は造成する森林（緑地）に関する具体的権利名を記載してください。なお、既に権利を取得している場合にはそれを証する書類を添付してください。また、権利を取得していない場合は権利取得の見通し等について記載してください。
- 2 「造成計画」欄には植栽樹種、本数、張芝等具体的な施行計画の概要について記載してください。
- 3 「保全管理計画」欄には、森林及び緑地の維持管理を図るための措置を記載してください。なお、既に「地方公共団体等」と協定をしている場合にはその写しを添付してください。

(参考様式 3 - 1)

残置又は造成する森林（緑地）の 維持管理に関する協定書	
（ 地区）で行う森林法に基づく開発行為により、残置又は、造成する森林（緑地）の維持管理について、下記のとおり協定いたします。	
協定年月日                      年    月    日	
住 所	
開 発 行 為 者	
（甲） 氏 名	
住 所	
市 町 村 長	
（乙） 氏 名	
記	
区域の場所及び事業名称	
共 通 的 事 項	
森            林	
緑            地	

(注) 残置又は造成する森林（緑地）の永続的な維持管理のために必要となる次に掲げる事項を協定してください。

- 1 管理責任
- 2 当該森林（緑地）についての権利及びその譲渡、承継等にあたって維持管理に支障を生じさせないための措置
- 3 森林（緑地）機能の維持増進を図るための措置
- 4 立木の伐採及び植栽、保育等の施業の取扱い
- 5 その他必要な事項

(参考様式4)

## 一時利用計画概要書

1 利用場所	2 利用目的
3 利用面積（開発行為に係る）	
4 利用期間	
5 利用計画の概要	
6 利用後の原状回復方法	

- (注) 1 「利用面積」欄には、「一時利用の全体面積」と「森林に係る部分の面積」を併記してください。
- 2 「利用期間」欄には、「一時利用の予定期間」と「一時利用後の原状回復等のための予定期間」を併記してください。
- 3 「利用計画の概要」欄は、「開発行為の内容」と「利用方法」に分けて、土取、捨土、設置する施設等具体的な計画内容の概要を記載してください。
- 4 「利用後の原状回復方法」欄は、施設の撤去、跡地の埋め戻し、法面の保護、植樹等具体的な方法の概要を記載してください。
- 5 必要に応じ一時利用計画及び原状回復計画の図面（平面、断面、構造図等）を添付してください。

(参考様式5)

# 資 金 計 画 書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所  
申請者  
氏 名

概 要	設 立 年 月 日		資 本 金	千 円
	法 令 に よ る 登 録 等			
	従 業 員 数	人 (うち土木建築関係技術者 人)		
	前 年 度 事 業 量	千 円		千 円
	主たる取引金融機関			
今 事 収 回 業 入 申 収 の 請 支 部 事 計 業 算 支 経 書 出 費 の 部	1 自 己 資 金	千 円	3 そ の 他	
	2 融 資 金 額			
	1 用 地 費	千 円	5 そ の 他	
	2 土 木 費			
	3 防 災 費			
	4 附 帯 費			



(参考様式 7)

## 水 利 用 実 態 整 理 表

水 の 確 保				
水源等の種類	水源等の所在及び管理者	利用実態	水の確保対策	貯水池、導水路改良等がある場合の施設の概要
(一次放流先における水利用者との協議状況)				

水 質 悪 化 の 防 止	
対策の必要性有無	有る場合の対策等
	水 質 悪 化 防 止 措 置



(参考様式8)

## 開 発 行 為 同 意 書

年 月 日

様

貴殿が（ 地区）で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことについて異議なく、その施行について同意します。							
土地の権利関係者							
所在及び番地	地 目	地 積	権 利 の 種 別	同 意 年 月 日	同意者の住所氏名	印	共有関係

※ 印鑑証明書を添付してください。

(注) 「権利の種別欄」には所有権、地上権、抵当権、賃貸借権の種別を記入すること。

(参考様式9)

## 公共施設管理者の同意書

年 月 日

様

住所  
公共施設管理者  
氏名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に  
存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公共施設名	所在	措置条件

(参考様式10)

## 用排水施設管理者の同意書

年 月 日

様

住 所  
施設管理者  
氏 名

貴殿が（ 地区）で森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる用排水については、下記措置条件に従い用排水することに同意します。

記

施 設 名	所 在	措 置 条 件

(参考様式11)

## 公共施設管理予定者との協議書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所  
氏名

( 地区)で行う森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

### 1 協議一覧表

協議事項	概要			公共施設管理予定者 (協議の相手方)
	幅員寸法	延長	面積	
道路施設				
河川、水路施設				
水道施設				
農業用排水施設				
ため池				



(参考様式12)

## 水利権者の同意書

年 月 日

様

水利権者 住所  
氏名

水利権者 住所  
氏名

水利権者 住所  
氏名

貴殿が（ 地区で）森林法に基づき、 を目的とする開発行為を行うことによる水利については、下記の措置条件により同意します。

記

施設名	所在地	措置条件

(参考様式13)

## 環境保全に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地区並びにその周辺地区の環境を保全するための措置について、下記のとおり協定する。

協定年月日 年 月 日

住所  
開発行為者  
(甲) 氏名

住所  
市町村長  
(乙) 氏名

開発区域の場所	
開発行為の目的、名称	
協定事項	協定内容

## 9 標準処理期間

標準処理期間については、福島県林地開発許可制度事務処理要領第19により定めております。

(標準処理期間)

第19 部長及び所長は、許可事務の処理に当たり迅速、適正、かつ円滑な執行に努めるものとする。

2 標準処理期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール以上 65日

(2) 地域森林計画対象民有林の開発行為に係る面積が10ヘクタール未満 45日

3 前項の日数には、次に掲げる日数は含まないものとする。

(1) 申請の文書の不備その他の理由により申請の文書の補正等に要する日数

(2) 次に掲げる県民の休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から1月3日までの間（ア及びイに掲げる日を除く。）

4 要綱第9条に規定する計画変更の許可申請に関する事務の処理については、前各項を準用するものとする。